

EU法データベース「EUR-Lex」検索マニュアル
(改訂版)



ジェトロ・ブリュッセル・センター

2006年3月作成

目次

EU法の解説	1
1. EU法の種類と対象分野	1
(1) EU法の種類	1
条約	1
二次法 (Secondary Legislation)	3
(2) EU法の対象分野	3
(3) 国内法との関係	4
2. EU法の制定プロセスと関与機関の役割	5
(1) 諮問手続き	5
(2) 協力手続き	6
(3) 共同決定手続き	7
(4) EU官報について	9
EUR-Lexの仕組みの解説	10
1. EUR-Lexとは?	10
2. EUR-Lexホームページ	14
(1) 言語の選択、サイトマップ、ヘルプ、リンクなど	14
言語の選択	14
サイトマップ	14
LexAlert	14
FAQおよびHelp	15
Contact	15
リンク	15
(2) トップページの主なコンテンツ	16
OFFICIAL Journal (EU官報)	16
SIMPLE SEARCH (単純検索)	17
ADVANCED SEARCH (複合検索)	17
COLLECTIONS (EUR-Lexで検索できるデータベース集)	17
QUICK LINKS (クイックリンク)	19
ABOUT EU LAW (EU法に関する説明)	20
(3) センターページ	20
Welcome	20
News	21
Enlargement	21
(4) その他	21

最新のEU官報へのリンク	21
登録ユーザーのプロファイル変更ページ	21
EU官報(L・CシリーズおよびSシリーズ)CD-ROM版・ペーパーバージョンの購入に関するページ	21
. EUR-Lexの利用方法	23
1 . EU官報(Official Journal)	23
2 . 単純検索(Simple Search)	26
(1) 一般検索(General search)	27
テキスト検索(Search terms)	27
日付・期間検索(Date or time span)	30
作成者検索(Author)	31
分類項目検索(Classification headings)	32
EUROVOCキーワード検索(Keywords (EUROVOC))	35
(2) 検索結果の表示と絞り込み検索	39
検索結果の表示	39
絞り込み検索	40
(3) 文書番号による検索(Search by document number)	41
自然番号検索(Natural number)	41
CELEX番号による検索(CELEX number)	42
統合法文の検索(Consolidated text)	45
(4) 文書カテゴリーによる検索(Search by file category)	46
条約(Treaties)	46
現行のEU法・国際協定・条約(Legislation)	50
制定過程にあるEU法(Preparatory acts)	51
その他	52
(5) 刊行物の参照番号による検索(Search by publication reference)	53
EU官報(Official Journal)	53
欧州裁判所報告書(European Court Reports)	54
3 . 現行EU法(Legislation in Force)	55
(1) EU法ダイレクトリー(Directory of Community Legislation)	55
(2) EU法ダイレクトリーのアーカイブ(Archive)	61
4 . 制定過程にあるEU法(Preparatory Acts)	63
(1) COM文書(COM documents)	63

図表リスト

図 1： 共同決定手続きによるEU法の意味決定手順（略図）	8
図 2： EUR-Lexのサイトマップと本マニュアルのページ	12
図 3： EUR-Lexホームページ	13
図 4： EU官報閲覧ページ	24
図 5： EU官報の目次（2006年3月31日発行L093）ページの例	25
図 6： 単純検索のトップページ	26
図 7： 単純検索（テキスト検索）のページ	28
図 8： 単純検索（テキスト検索「WITH」ボックス使用例）のページ	29
図 9： 単純検索（日付・期間検索）のページ	30
図 10： 単純検索（作成者検索）のページ	32
図 11： 単純検索（分類項目検索）のページ	33
図 12： 単純検索（分類項目検索の「15章 環境・消費者・健康の保護」のページの例）	35
図 13： 単純検索（EUROVOCキーワード検索）のページ	36
図 14： 特定の文書に付されたEUROVOCのキーワード（ディスクリプター）の表示	38
図 15： 単純検索の検索結果の例	39
図 16： 単純検索の検索結果（オプション情報の拡張）の例	40
図 17： 検索結果の絞り込み画面	41
図 18： 単純検索（自然番号検索）のページ	42
図 19： 単純検索（CELEX番号検索）のページ	43
図 20： 単純検索（統合法文の検索）のページ	45
図 21： 単純検索（条約の検索）のページ	47
図 22： 加盟条約のテーマ別検索のページ	48
図 23： 加盟条約のテーマ別検索結果のページ	49
図 24： 加盟条約のテーマ別検索で「環境」をテーマに選んだ結果のページ	50
図 25： 単純検索（現行のEU法および国際協定・条約の検索）のページ	51
図 26： 単純検索（制定過程にあるEU法の検索）のページ	52
図 27： 単純検索（EU官報の日付・番号等による検索）のページ	53
図 28： 単純検索（欧州裁判所報告書の参考文献検索）	54
図 29： 現行EU法ダイレクトリーのページ	55
図 30： 現行EU法ダイレクトリー（環境・消費者・衛生保護分野の例）	57
図 31： 現行EU法ダイレクトリー（環境・消費者・衛生保護分野のうち環境分野の例）	58
図 32： 現行EU法ダイレクトリー（特定の法律の例1）	59
図 33： 現行EU法ダイレクトリー（特定の法律の例2）	59
図 34： 統合法文の例	60

図 35： 現行E U法ダイレクトリー（アーカイブ）のページ.....	61
図 36： 現行E U法ダイレクトリー（アーカイブのページの例）.....	62
図 37： 制定過程にあるE U法（COM文書）のページ.....	63
図 38： 制定過程にあるE U法（2006年3月27日発行COM文書のページの例）.....	64
図 39： 制定過程にあるE U法（1999年発行のCOM文書の例）のページ.....	65
表 1： EUR-Lexデータベースからアクセスできる情報の種類.....	10
表 2： 単純検索で使用されている分類項目の章.....	34
表 3： 文書番号に使用されるCELEXの分類に基づく数字・文字のコードの意味.....	44

． E U法の解説

1 ． E U法の種類と対象分野

(1) E U法の種類

E U法の構造は、一次法 (Primary Legislation) 二次 (派生) 法 (Secondary Legislation) 判例 (Case-law) の3つに大きく分けることができる。以下のものが、欧州裁判所で審理の対象となるE U法として法的効力を認められている。

- 一次法 E Uの条約
- 二次法 共同体立法
 - 規則 (Regulation)
 - 指令 (Directive)
 - 決定 (Decision)
 - 勧告 (Recommendation)
 - 意見 (Opinion)
- 判例 欧州司法裁判所および欧州第一審裁判所の判例
加盟国に共通する法の一般原則

} 法的拘束力なし

条約

一次法はE Uの条約を指す。これら条約は加盟国政府間による直接交渉によって内容が合意され、各国議会によって批准されなければならない。条約に対する改正も同様のプロセスがとられる。E Uの統合は以下の4つの設立条約が土台となってきた(ECSC 設立条約は失効済み)。

- 「パリ条約」欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立条約
(Treaty establishing the European Coal and Steel Community)
1951年4月18日パリで署名、1952年7月23日発効。
(注) 2002年7月23日に期限満了となり ECSC は廃止された。
- 「ローマ条約」欧州経済共同体 (EEC) 設立条約
(Treaty establishing the European Economic Community)
1957年3月25日ローマで署名、1958年1月1日発効。
(注) 後にマーストリヒト条約により「欧州共同体 (E C) 設立条約」に改称。

- 「ローマ条約」欧州原子力共同体（Euratom）設立条約
（Treaty establishing the European Atomic Energy Community）
上記の EEC 条約とともに 1957 年 3 月 25 日ローマで署名、1958 年 1 月 1 日発効。
（注） これら 2 つの条約を「Treaties of Rome」と呼ぶが、単数形で「Treaty of Rome」
となっている場合は前者の EEC 条約を指す。
- 「マーストリヒト条約」欧州連合（EU）条約（The Treaty on European Union）およ
び欧州共同体（EC）設立条約
1992 年 2 月 7 日署名、1993 年 11 月 1 日発効。マーストリヒト条約により従来の加盟
国政府間の経済的協力だけでなく、共通外交・安全保障政策の強化、司法・内務など
の分野における政治的協力が組み込まれた。欧州経済共同体（European Economic
Community / EEC）は欧州共同体（European Community / EC）と改称された。
（注） 「欧州経済共同体（EEC）設立条約」を「欧州共同体（EC）設立条約」に改
称。

EU の現在の基本条約は「欧州連合（EU）条約」と「欧州共同体（EC）設立条約」であ
る。「欧州共同体（EC）設立条約」は「アムステルダム条約」（1999 年発効）、「ニース条
約」（2003 年発効）で改正されてきた。

- 「アムステルダム条約」
1997 年 10 月 2 日署名、1999 年 5 月 1 日発効。「マーストリヒト（EU）条約」と「欧
州共同体（EC）設立条約」を改正・再編した。
- 「ニース条約」
2001 年 2 月 26 日署名、2003 年 2 月 1 日発効。第 5 次 EU 拡大（2004 年 5 月実施）に
備えた EU の機構改革を主な目的とした。

また、加盟条約には以下のものがある。

- 1972 年署名（1973 年加盟）： デンマーク、アイルランド、英国
- 1979 年署名（1981 年加盟）： ギリシャ
- 1985 年署名（1986 年加盟）： スペイン、ポルトガル
- 1994 年署名（1995 年加盟）： オーストリア、フィンランド、スウェーデン
- 2003 年署名（2004 年加盟）： チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトア
ニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニ
ア、スロバキア

二次法 (Secondary Legislation)

EU内で企業や個人を直接・間接に規制したり法的効力を及ぼす法律は共同体立法で、基本条約の二次法という位置付けである。これには規則 (Regulation)、指令 (Directive)、決定 (Decision)、勧告 (Recommendation)、意見 (Opinion) があり、それぞれの特徴は「(3) 国内法との関係」の項で後述する。EU法に係わる決定事項はEU官報 (Official Journal of European Union / O J) によって公報される。官報については後述する。

(2) EU法の対象分野

理事会は、欧州共同体 (EC) 設立条約が定めるEUの設立目的の範囲で立法権を有する。EC設立条約第3条では、EUの活動には以下の事項を含む旨を定めている。

- (a) 加盟国間の商品の輸出入に関する関税および数量規制、ならびにこれらと同等の効果を有する他のすべての措置を撤廃
- (b) 共通通商政策
- (c) 加盟国間のモノ、人、サービスおよび資本の移動の自由に対する障壁の除去という特徴を持つ域内市場
- (d) 4編 (Title IV : ビザ等に関する規定) に定める域内市場へのヒトの流入と移動に関する措置
- (e) 農業および漁業の領域における共通政策
- (f) 運輸の領域における共通政策
- (g) 域内市場において競争が歪められないことを確保する制度
- (h) 共同市場が機能するために必要な範囲まで加盟国の国内法を接近させること
- (i) 雇用のための共同戦略を促進し、その効果を高めることに視点を置いた加盟国の雇用政策の調和促進
- (j) 欧州社会基金を含む社会分野における政策
- (k) 経済的・社会的な結束の強化
- (l) 環境の領域における政策
- (m) 共同体産業の競争力強化
- (n) 研究および技術開発の促進
- (o) 欧州横断交通ネットワークの確立および開発の促進
- (p) 高水準の健康保護を達成するための貢献
- (q) 質の高い教育および職業訓練ならびに加盟国の文化繁栄のための貢献
- (r) 開発協力の領域における協力
- (s) 貿易促進、経済および社会的発展を共同で促進するための海外の国・領域との連合

- (t) 消費者保護の強化に対する貢献
- (u) エネルギー、市民の保護および観光の分野における措置

すべてのEU法は欧州共同体（EC）設立条約に規定されている様々な原則に則ったものであり、EU法が制定された「法的根拠」として、当該の条約条項が明記されている。

（3）国内法との関係

EUの二次法には以下の種類があり、うち「勧告」と「意見」については法的拘束力は有しないが、欧州裁判所においては審理の対象となる。加盟国は、規則、指令、決定に対して国内措置をとる義務があり、指令については必要に応じて国内法の改正ないし制定または行政規定の設置が必要となる。

- 規則（Regulation）
規則自体がEU域内の各国政府や民間企業の行動を直接規制する法令であり、各加盟国の国内法に優先して直接加盟国に適用される。
- 指令（Directive）
指令が採択されると、加盟国は国内法・規制を指令に沿って制定または改正しなければならない。指令は最低要求であり、各国の国情などにより厳しくすることができる。ただし製品に関する指令については、その流通を確保する観点から基準の上乗せはできない。国内法の整備は、指令がEU官報に発表された日から遅くとも3年以内に行わなければならない、指令によって期間が異なる。
- 決定（Decision）
適用対象を特定の国、企業、個人などに限定したもの。対象となる国、企業、個人などを直接拘束する。
- 勧告（Recommendation）
加盟国や対象企業、個人などに一定の行為や処置をとることを期待する旨、欧州委員会が表明するもの。法的拘束力は持たない。
- 意見（Opinion）
特定のテーマについて欧州委員会の意思を表明するもので、勧告と同様、法的拘束力はない。

2 . E U法の制定プロセスと関与機関の役割

E U法の制定プロセスは、E Uの執行機関に当たる欧州委員会が原案を出し、特定分野の立法では欧州議会が主たる立法機関である理事会と共同で制定する権限を有している。欧州委員会はE U諸機関の中で唯一の法案提出機関であるが、欧州委員会が法案の作成を怠る時は、欧州議会と理事会は委員会に作成を要求できる。E Uにおける意思決定のルールと手続きは欧州共同体（E C）設立条約に定められており、項目分野によって意思決定手順は異なる。E U法の立法過程における欧州議会の権限は、マーストリヒト条約およびアムステルダム条約により強化されたが、欧州議会が理事会と同等の発言権を持っている分野はアムステルダム条約で定められているものに限られる。また、ニース条約では、2004年5月に実施された第5次E U拡大に対応するため、欧州委員会の構成・委員数の見直し、特定多数決の適用分野の拡大と票数配分の見直し、「緊密化協力（Enhanced Co-operation）」発動要件の緩和、欧州議会の議席再配分等が合意された。

E U法制定プロセスには主に「共同決定手続き」「諮問手続き」「協力手続き」の3つの手続きが適用される。これらの大きな違いは、欧州議会と理事会の関与の仕方にある。欧州議会は、諮問手続きでは単に「意見」を出すのにとどまるのに対し、共同決定手続きでは理事会と同等の発言権を有する。欧州委員会は、新たな法案を提案する際にどの手続きを使うのかを選ぶが、これは原則として提案の法的根拠によって決まる。

（1）諮問手続き

諮問手続き（Consultation）はE Uの基本的な政策決定手順で、欧州議会の影響力が最も弱い。欧州委員会が法案を理事会と欧州議会の両方に提出するが、理事会は公式に欧州議会、経済社会評議会、地域評議会に諮問を行わなければならない。諮問は義務である場合と任意である場合がある。法的根拠によって諮問が義務付けられている場合では、欧州議会の意見なしに欧州委員会の提案を法制化できない。任意の場合でも、欧州委員会は理事会に欧州議会に対して諮問を行うよう提案することはできる。いずれの場合も、欧州議会は、欧州委員会の提案に対し、承認、却下、修正を要請することができる。修正を要請した場合、欧州委員会は修正点を1つずつ検討し、これらを受け入れる場合は修正案を理事会に提出する。理事会はこの修正案を審議するが、修正案をそのまま承認するか、さらに修正を加えることもできる。理事会が欧州委員会提案を修正する場合は、全会一致を必要とする（諮問手続きだけでなく、他の手続きでも同じ）。

諮問手続きが適用される分野は以下の通りである。なお、税制など、決定に理事会の全会一致を要する分野もある。

- 犯罪問題における警察・司法協力
- E C 条約の改正
- 性別、人種・民族、宗教、政治的信条、障害、年齢、性的志向を理由とする差別
- E U 市民権
- 農業
- ビザ、亡命、入国管理、人の移動の自由に関するその他の政策
- 交通（特定地域に大きな影響を及ぼすことが考えられる場合）
- 競争ルール
- 共通税制
- 経済政策
- 緊密化協力（Enhanced Co-operation：特定の分野で、他の加盟国には参加する意思がなくても、一部の加盟国がグループとして協力することができる取り決め）

（２）協力手続き

協力手続き（Assent）とは、理事会が極めて重要な決定を行う前に欧州議会の同意を得なければならないものである。同手続きでは、欧州議会は理事会の提案を受け入れるか却下するか、いずれかの選択肢しか与えられておらず、提案を修正することはできない。それ以外は基本的に諮問手続きと同じ手順である。欧州議会は議員総数の絶対多数の議決をもって、理事会の決定を否決することができる。同手続きはアムステルダム条約によって廃止されたが、経済通貨統合（EMU）関連の特定の項目については存続する。

- 欧州中央銀行（ECB）の具体的業務
- 中央銀行欧州システム（ESCB）および ECB の法令改正
- 構造基金、結束基金
- 欧州議会の統一選挙手続き
- 特定の国際条約
- E U への新規加盟

(3) 共同決定手続き

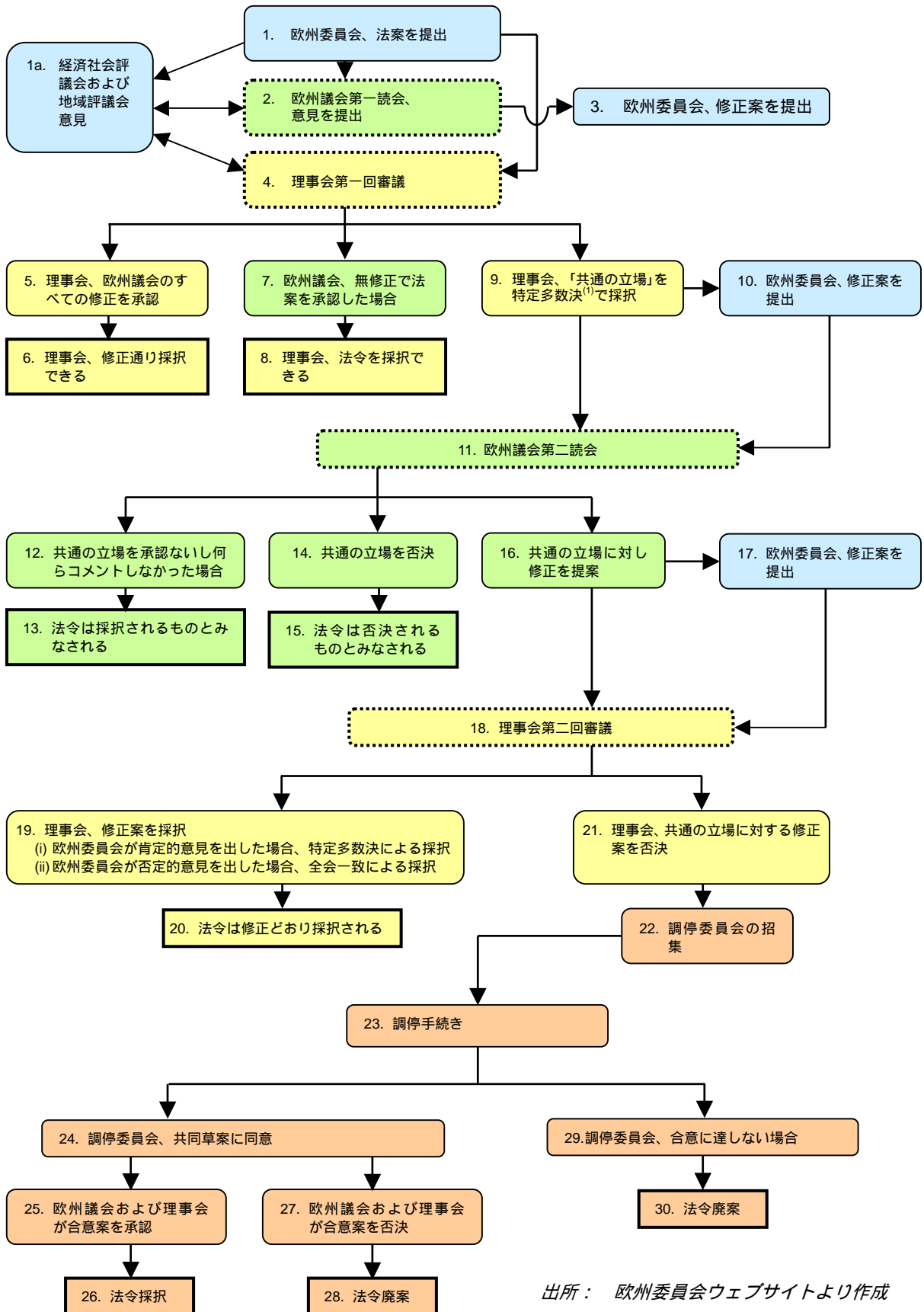
欧州委員会と欧州議会との間に見解の相違がある場合、欧州議会と理事会から同数の代表で構成される調停委員会による協議段階を設定しており、最終的に欧州議会が拒否権を行使できる。同手続きでは、欧州議会は理事会とほぼ同等の権限を持つ。

共同決定手続きが適用される分野は以下の通りである。内部市場や消費者保護、雇用、環境など企業活動に直接影響を及ぼすEU法のほとんどは共同決定手続きを通して制定される。

- 国籍による差別の禁止
- 移動と移住の自由
- 労働者の移動の自由
- 移民労働者の社会保障
- 確立する権利
- 交通
- 内部市場
- 雇用
- 税関協力
- 社会的疎外との闘い
- 機会均等・待遇均等
- 欧州社会基金に関する決定事項の実施
- 教育
- 職業訓練
- 文化
- 保健
- 消費者保護
- 欧州横断ネットワーク
- 欧州地域開発基金に関する決定の実施
- 研究
- 環境
- 透明性
- 不正行為の防止・撲滅
- 統計
- 情報保護諮問機関の設置

共同決定手続きの具体的なプロセスは以下の通りである。

図 1： 共同決定手続きによるEU法的意思決定手順（略図）



(4) E U 官報について

E U における正式決定事項は E U 官報 (Official Journal of the European Union / O J) に掲載され、官報に掲載された文書のみが公式文書として法的拘束力を持つ。官報は毎労働日、E U 公式言語 20 カ国語で発行される。E U 官報には主に「 L 」 「 C 」 「 S 」 シリーズがある。1968 年以前は L と C のシリーズの区別はなく 1 種類だけであった。同じシリーズでも 1 日に 2 つ以上の官報が発行されることもある。

- 「 L 」 シリーズ (Legislation) : 法律
- 「 C 」 シリーズ (Information & Communication) : 情報・通知
- 「 S 」 シリーズ (Supplement) : 入札情報、政府調達

S シリーズは入札・政府調達情報であるが、E U では、公共工事、サービス・製品供給、水道・ガス・電力・通信・交通分野の供給などの契約で一定額を超えるものについては入札を実施しなければならず、入札は E U 官報に公布しなければならないことが定められている。S シリーズはオンラインデータベースのページ「 TED (Tenders Electronic Daily) 」 (<http://ted.publications.eu.int/official/>) でも公開されている。この他に、立法過程にある法律のリストである「 C E 」シリーズがあるが、C E シリーズは電子媒体でしか発行されていない。EUR-Lex か CD-ROM 版 (月刊) で入手できる。

なお、官報の出典の見方は以下の通りである。

OJ L 253 11.10.93 p. 1
= 1993 年 10 月 11 日付け官報 L253、 p.1

． EUR-Lex の仕組みの解説

1 ． EUR-Lex とは？

欧州共同体(E C)設立条約の第 255 条には、 E U 市民や E U 加盟国に拠点を持つ企業には、欧州議会、理事会、欧州委員会の文書にアクセスする権利があることが明記されており、規則(E C) 1049/2001¹ではこれら 3 機関に対して電子的に文書を公開しなければならないと規定した。 E U の各機関に代わって公式刊行物を発行する欧州共同体公式刊行物局 (Office for Official Publications of the European Communities)²が管理している EUR-Lex のサイトでは、こういった文書を電子的に無償提供している。

EUR-Lex のデータベースからは、以下の情報にアクセスすることができる。

表 1： EUR-Lex データベースからアクセスできる情報の種類

E U 官報 L シリーズ	E U 法： 指令、規則、決定、勧告、意見 E U が署名した協定や批准した国際条約 E U 法ダイレクトリー (Directory of Community legislation) など
E U 官報 C シリーズ	情報・通知： <ul style="list-style-type: none"> - E U の条約 (欧州共同体 (E C) 設立条約およびこれに対する改正、加盟条約、 E U 憲法条約など) - COM 文書 (法案、欧州委員会から他機関への通達) - 欧州司法裁判所と第一審裁判所の判決要旨 - 欧州議会議事録 - 会計検査院 (Court of Auditors) 報告書 - 欧州議会から理事会・欧州委員会への質疑回答 (書面) - 経済社会評議会および地域評議会の声明文 - E U 機関の職員公募コンペ通知 - E U のプログラムおよびプロジェクトへの関心表明の要請 - その他 E U 法に基づき発行される文書 - 食糧援助のための公共契約 - E U 官報 C E シリーズの目次
E U 官報 S シリーズ	入札情報・政府調達 外部サイト「TED」へのリンク <ul style="list-style-type: none"> - 全 E U 加盟国からの公共工事・供給・サービスの契約 - ユーティリティ事業契約 (水道・エネルギー・交通・通信)

¹ Regulation (EC) No 1049/2001 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2001 regarding public access to European Parliament, Council and Commission documents (Official Journal L 145, 31/05/2001)

² http://publications.eu.int/index_en.html

	<ul style="list-style-type: none"> - E U機関からの公共契約 - ACP 諸国のための欧州開発基金の契約 - 中・東欧諸国に関連する基金（PHARE など）の契約 - 欧州投資銀行、欧州中央銀行、欧州復興開発銀行の出資するプロジェクト - 欧州経済地域（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）からの契約 - GATT / WTO の枠組みの中で締結された政府調達に関する合意（GPA）に基づくスイスからの契約 - 欧州経済利益団体（EEGI）に関する通知 - 航空サービスに関する公共契約
<p>統合法文（基本となる法律と改正を1本化した文書）</p>	
<p>E U法制定や予算策定過程の様々な段階で作成されるあらゆる文書</p> <ul style="list-style-type: none"> - COM 文書 - 理事会共通の立場 - 立法・予算に関する決議および欧州議会によるイニシアチブ - 経済社会評議会および地域評議会の意見 - 会計検査院の意見 など 	

EUR-Lexのサイトは新たなサイト（<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/index.htm>）が2004年11月に設置されたが、2006年3月現在も従来のサイト（<http://europa.eu.int/eur-lex/en/index.html>）も並存している。新サイトへの完全移行は当初の予定より遅れており、公式にはいつ完了するのかは発表されていない。本マニュアルでは原則的に新サイトについて説明するが、新サイトのサイトマップを見ると、以下のようにになっている。各項目の右側には、本マニュアルでのページ番号もリンクで示しておく。

図 2： EUR-Lex のサイトマップと本マニュアルのページ

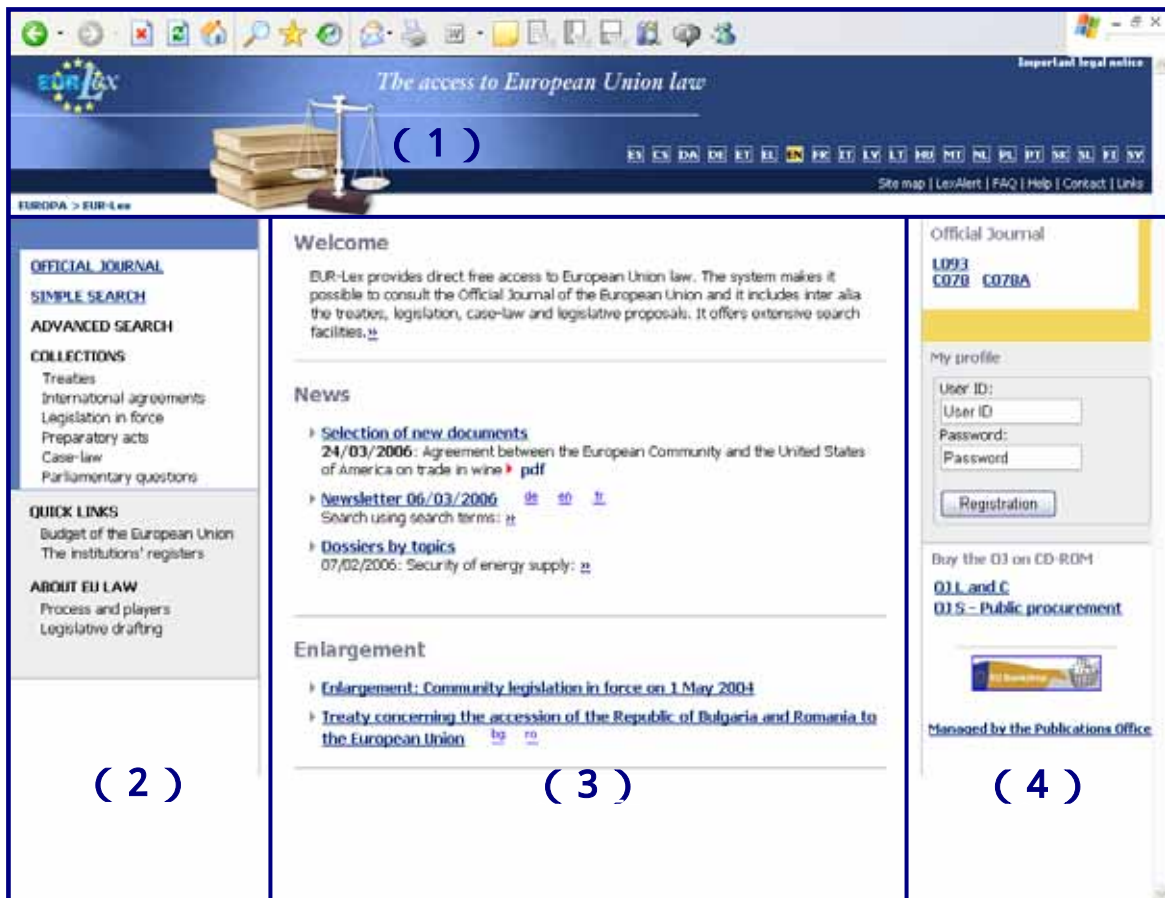
• Homepage	14
• OFFICIAL JOURNAL	23, 23
• SIMPLE SEARCH	17, 26
• ADVANCED SEARCH	17
• COLLECTIONS	
Treaties	17, 46
International agreements	17
Legislation in force	17, 55
Preparatory acts	17, 63
Case-law	18, 52
Parliamentary questions	19, 52
• QUICK LINKS	19
Budget of the European Union	19
The institutions' registers	19
• ABOUT EU LAW	20, 1
Process and players	20, 5
Legislative drafting	20
• News	20
Newsletter	20
Dossiers by topics	20
Selection of new documents	20
Enlargement: Community legislation in force on 1 May 2004	20
• Buy the OJ on CD-ROM	21
OJ L and C	20
OJ S - Public procurement	20
• LexAlert	14
• FAQ	15
• Help	15
• Contact	15
• Links	15

(注) 太字は 2006 年 3 月時点で機能しているもの。下線はサイトマップからリンクがあるもの。

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/tools/sitemap.htm>

まず、EUR-Lexのトップページ (<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/index.htm>) を見てみよう。このページの構成は大きく 4 つのフレームに分かれている。次項では、これら 4 つの内容についてそれぞれ概説する。

図 3： EUR-Lex ホームページ



<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/index.htm>

2 . EUR-Lex ホームページ

(1) 言語の選択、サイトマップ、ヘルプ、リンクなど

上記図の (1) の部分では、以下の 6 つの機能がある。

言語の選択

ここでは E U 公式 20 言語 (下記) の中から言語を選択することができる。言語を選択すると、サイトそのものが当該言語で表示される。E U の創設メンバーである 4 カ国語 (オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語) が E U のオリジナルの公式言語であり、これらの言語での情報が最も多い。その他の言語については、基本的に当該言語を使用する加盟国が加盟した日以降の文書について翻訳版として掲載されている。英語版については近年の情報はほとんどすべて網羅されているとよい。2004 年 5 月に E U に加盟した 10 カ国については、2004 年初め頃以降しか当該言語での情報はない。本マニュアルでは、最も多くの日本人ユーザーが使用されると思われる英語版を使用して説明することとする。

スペイン語 (ES)	チェコ語 (CS)	デンマーク語 (DA)	ドイツ語 (DE)
エストニア語 (ET)	ギリシャ語 (EL)	英語 (EN)	フランス語 (FR)
イタリア語 (IT)	ラトビア語 (LV)	リトアニア語 (LT)	ハンガリー語 (HU)
マルタ語 (MT)	ポーランド語 (PL)	スロバキア語 (SK)	スロベニア語 (SV)

なお、EUR-Lex のサイト内では、言語表示ボタンが表示されていれば、いつでも他の言語に切り替えることが可能である。例えば、英語で検索した結果をフランス語で表示することもできる。

また EUR-Lex では今後、ブルガリア語とルーマニア語の E U 法文についても暫定版を徐々に掲載していく予定。

サイトマップ

EUR-Lex のサイトマップが表示される。

LexAlert

2006 年 3 月時点ではまだ整備中の機能であるが、登録ユーザーが関心を持っている分野を予め「ユーザープロファイル」としてリストアップしておく、当該分野で新たな文書が掲載されるとメールで通知するシステムと推測できる。この機能が使用可能になれば、EUR-Lex ニュースレターが掲載されているページ上で通知される予定。

(http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/newsletter/newsletter_archives.htm)

FAQ および Help

FAQ (Frequently Asked Questions) は同サイトの使用に当たって、最もよく聞かれる質問に Q & A 形式で答えたもの。Help は、初めて同サイトを利用するユーザー向けにサイトの概要を説明したもの、EUR-Lex へのリンクの張り方、一般的な利用方法に関する情報、および FAQ へのリンクがある。

Contact

EUR-Lex ヘルプデスクの E メールアドレスなど。

リンク

以下の情報へのリンクが張られている。

- E U の入札・政府調達情報を掲載した E U 官報 S シリーズのデータベース「[TED - Tenders Electronic Daily](#)」
TED の詳細については P.19 参照。
- E U 機関等の公式文書・刊行物にアクセスできるオンラインサービス「[EU Bookshop](#)」
(<http://bookshop.eu.int/>)
オンラインのブックショップのほか、E U の刊行物のオンラインカタログとアーカイブがある。ブックショップでは刊行物を検索し購入できるが、多くは無料でダウンロードすることができる。E U 域外からでも注文することができ、E U 加盟 25 개국とブルガリア、ルーマニア、トルコ、スイスにある指定販売代理店を選択し、商品はそこから出荷される。
- 検索用キーワード「[EUROVOC](#)」
EUR-Lex のデータベースに保管されている個々の文書に付けられている検索用キーワードの類語辞典 (シソーラス)。EUROVOC についての説明と EUROVOC を使った検索の方法については P.35 参照。
(http://europa.eu.int/celex/eurovoc/sg/sga_doc/eurovoc_dif!SERVEUR/menu/prod!MENU?langue=EN)
- EUR-Lex の新サイトに内容が統合された法令データベース「[Celex](#)」の旧サイト
「Celex」の旧サイトの内容は 2005 年 1 月 1 日以降、情報が更新されていないため、ここから入手できる情報は 2004 年 12 月 31 日までに発行されたものに限られている。
(http://europa.eu.int/celex/htm/celex_en.htm)
欧州議会の法令制定手続き情報「[OEIL](#)」および E U 機関間の意思決定過程の状況モニター「[PreLex](#)」
「OEIL」は立法手続きおよび意思決定プロセスに關与する機関の活動をカバーしてい

る。OEILを通じて共同体の意思決定プロセスを監視し、欧州議会と各委員会の仕事ぶり、欧州委員会の年間の作業プログラム、理事会からの提案を監視・評価することができる。(<http://www.europarl.eu.int/oeil/index.jsp?form=null&language=en>)

「PreLex」は、諸機関の間で行われる手続きをカバーし、欧州委員会と他の機関の意思決定プロセスの重要な段階をフォローする(手続きの段階、各機関の決定、連絡、責任を伴うサービス、文書の照会など)。PreLexは関連する様々な機関の作業も同様に監視している。PreLexは欧州委員会が発表したすべての法案と通達について、欧州委員会から理事会または欧州議会への提案、理事会での承認または却下、欧州議会での採択、欧州委員会による撤回など、一連のプロセスをカバーしている。

(<http://europa.eu.int/prelex/apcnet.cfm?CL=en>)

また、PreLexについてはP.18の説明も参照されたい。

- E U機関・団体別の文書へのリンク

以下のリンクがある。

- 欧州議会の活動 ([European Parliament - Activities](#))
- 理事会の公開文書目録 ([Council of the European Union - Documents](#))
- 欧州理事会 (E U首脳会議) の総括・宣言 [European Council - Conclusions](#)
- 欧州委員会の文書へのアクセスと検索ガイド ([European Commission – Openness and access to documents](#))
- 欧州裁判所の判例 [Court of Justice of the European Communities – Case-law](#)
- 欧州会計検査院の報告書・見解 ([European Court of Auditors – Audit reports and opinions](#))
- 経済社会評議会の文書 ([European Economic and Social Committee - Documents](#))
- 地域評議会の文書・刊行物 ([Committee of the Regions - Documents](#))
- 欧州中央銀行のホームページ ([European Central Bank](#))
- 欧州投資銀行のホームページ ([European Investment Bank](#))

(2) トップページの主なコンテンツ

トップページの主なコンテンツは上記図 (2) の部分にリンクが設けられており、最も重要な情報はここから検索することになる。以下がその内容だが、2006年3月時点では旧サイトから新サイトへの移行が完了していないためリンクが未公開となっているものが残されている。リンクがない場合は旧サイトからこれまで公開された情報を閲覧することができる。

OFFICIAL Journal (E U官報)

E U官報データベースへのリンク。その内容と使い方についてはP.23に詳述する。

SIMPLE SEARCH (単純検索)

EUR-Lex データベースの単純検索。その内容と使い方については後に詳述する。

ADVANCED SEARCH (複合検索)

複数の条件カテゴリーを一度に選択することにより、より複雑な条件を使用して検索が行える機能。2006年始めには利用できる予定であったが、2006年3月時点ではまだ機能していない。ただ、上述の Simple Search でも結果を絞り込み検索ができるようになっていたため、絞り込みを繰り返せば Advanced Search と同じ効果が期待できると思われる。

COLLECTIONS (EUR-Lex で検索できるデータベース集)

(i) Treaties (EU条約データベース)

前述の「1.1.(1) EU法の種類」の項で説明した「一次法」に当たるEUの基本的な条約とその改正条文、これまでの5回のEU拡大の際に発効した加盟条約、EU憲法など、EU設立の基礎となっている文書にアクセスできる。

(ii) International agreements (国際協定・条約データベース)

EUが批准した国際協定・条約へのリンク ([Council of the European Union: Agreements database](#)) があり、クリックすると理事会のデータベースに移動する。データベースに含まれる協定・条約には以下の種類がある。

- 欧州共同体によって非EU加盟国ないし特定分野に責任を有する国際機関と締結された協定・条約
- 加盟国と欧州共同体が責任を共有している分野において共同で締結した協定・条約。
- 国際協定に従って設立された共同委員会と調印国の代表者によって当該協定の執行を目的として制定された決定事項。

(iii) Legislation in force (現行法のデータベース)

EUにおいて現在施行されている法律のデータベースへのリンクで、EUR-Lex の心臓部といえるもの。この内容と使い方については後に詳述する。

(iv) Preparatory Acts (法案・予算案データベース)

立法過程にある法律の草案および予算案などについて、欧州委員会提案、理事会「共通の立場」、経済社会評議会および地域評議会の「意見」などが掲載されているページにここからアクセスできる。ただ、まだすべてが機能しているわけではなく、2006年3月時点でここからアクセスできるのは、1999年以降の欧州委員会から理事会その他EU機関への通達(「COM文書」と呼ばれる)だけとなっている。今後数カ月で徐々にリンクが追加される予定となっている。1999年以降のCOM文書以外については旧サイトを参照する必要がある。旧サイトからは以下の情報にアクセスできる。

➤ 旧サイトアドレス：http://europa.eu.int/eur-lex/en/search/search_lip.html(Legislation in Preparationのページ)

- *Recent proposals not yet included in the Directory*
下記ダイレクトリーにまだ掲載されていない最近の欧州委員会提案
- *Directory of Commission proposals*
欧州委員会提案のダイレクトリー（政策分野別）
- *List of available Commission proposals*
欧州委員会提案のダイレクトリー（年・COM 文書番号順）
- *European Parliament activities*
欧州議会ウェブサイトの「活動 (Activities)」のページへのリンク
- *Council documents*
理事会ウェブサイトの「文書 (Documents)」のページへのリンク
- *European policies/summaries and legislative follow-up*
各分野におけるEUの政策の要旨と関連法のリスト「SCADPlus」へのリンク
SCADPlusのサイト(http://europa.eu.int/scadplus/scad_en.htm)は最新の情報でない場合が多いため留意が必要だが、EUのすべての政策分野について過去からの政策の動きや法令など、特定分野の全容を概観するには便利。
- *Monitoring the decision-making process between institutions*
欧州委員会事務局 (Secretariat-General of the Commission) が管理する「PreLex」(<http://europa.eu.int/prelex/apcnet.cfm?CL=en>)へのリンク。PreLexはEUの機関間でやりとりされた意思決定過程を追跡・公表しているもので、1976年以降についてのデータが公開され、毎日更新されている。理事会や欧州議会などのEU機関に通知された欧州委員会の公式文書（提案、勧告、通達等）を公布することによって開始されたすべての意思決定手続きについて、個々の案件ファイルとして担当機関・担当者名や関連文書、EU官報に掲載された文書番号やそれら文書へのリンクと併せてその後の経過段階が示されている。

この3つは
新サイトで
閲覧可能

(v) Case-law (判例データベース)

欧州裁判所 (Court of Justice) および初審裁判所 (Court of First Instance) の判例データベースだが、新サイトではリンク未公開となっている。旧サイトからは以下の情報が入手できる。

➤ 旧サイトアドレス：http://europa.eu.int/eur-lex/en/search/search_case.html

- *Case-law since 1997 (CURIA)*
1997年6月17日以降の判例およびEU官報掲載の告知データベース「CURIA」へのリンク
- *Competition law (Commission - Competition Directorate-General)*

欧州委員会競争総局のサイト (http://europa.eu.int/comm/competition/index_en.html) に掲載された競争法（反トラスト法、企業合併承認、規制緩和に関する欧州委員会決定および告知など）関連の判例集

- *Court of the European Free Trade Association (EFTA)*
欧州自由貿易連合（EFTA）裁判所ウェブサイト (<http://www.eftacourt.lu/>) へのリンク
- *European Court of Human Rights*
欧州人権裁判所ウェブサイト (<http://www.echr.coe.int/echr>) へのリンク

(vi) Parliamentary Questions (欧州議会質疑答弁データベース)

新サイトでは情報未公開となっているが、旧サイトでは欧州議会の質疑答弁のデータベース (<http://www.europarl.eu.int/OP-WEB/home.jsp?language=en&redirection>) へのリンクが張られている。

QUICK LINKS (クイックリンク)

(i) Budget of the European Union

EU機関の2003年以降の予算が掲載されている。予算については、欧州委員会予算総局のウェブサイト (http://europa.eu.int/comm/budget/documents/multiannual_framework_en.htm) にも関連文書が掲載されている。

(ii) The institutions' registers


欧州議会、理事会、欧州委員会の各機関のサイト内の公式文書目録へのリンクで、検索を行うことができる。古いEU官報に掲載された文書についてはEUR-Lexには掲載されていない場合もあるため、EUR-Lexで探している文書を見つけれない時には、欧州議会、理事会、欧州委員会の法的な文書以外については、これらの文書目録から検索することも可能である。

- 欧州議会の公式文書目録の検索ページ
(<http://www.europarl.eu.int/registre/recherche/RechercheSimplifiee.cfm?langue=EN>)
- 理事会の公式文書目録の検索ページ
(http://ue.eu.int/cms3_applications/showPage.asp?id=549&lang=en)
- 欧州委員会（事務総局）の公式文書目録のホームページ：
(http://www.europa.eu.int/comm/secretariat_general/regdoc/registre.cfm?CL=en)

現在、2001年1月1日以降に欧州委員会によって作成された以下のタイプの文書について公表しているが、まだすべての文書が公開されているわけではなく、今後、対象を広げていく予定とされている。特に「Studies」については検索で結果が1つも上がってこないため、現段階でデータは含まれていないと推測される。なお「C文書」には欧州委員会の作成した法律も含まれているが、これらについてはEUR-Lexと重複

するものも多い。

Agendas	欧州委員会会合の協議日程・事項
Minutes	欧州委員会会合の議事録
C	欧州委員会だけに責任がある正式な法律文書に関連する文書(欧州委員会決定や欧州委員会規則、これらの草案、内部通知など)。一部のC文書は理事会および欧州議会にも情報として伝達される。
COM	欧州委員会の作成した法案と理事会やその他のEU機関に対する通達(Communication)、およびこれらに対する準備作業のための文書。欧州委員会が他のEU機関に向けて作成した文書(法案、通達、報告書など)。
SEC	上記のその他のタイプの文書に分類できない文書。
Studies	欧州委員会が外部専門家に委託した調査研究報告書

これらの文書入手には、内容によっては、その場でダウンロードはできないものもある。ダウンロードが可能なものは文書番号にリンクがあり、文書番号をクリックすると自動的にダウンロードが開始されるが、ダウンロードはできないものはのマークをクリックすると、欧州委員会宛ての情報提供依頼書のフォームのページが現れる。フォームには氏名や住所も記入することになっており、日本からの依頼も可能になっている。欧州委員会によれば、これはあくまでも統計集計上の目的に使用されるものであり、記入内容によって情報提供の可否を決定するものではないとしている。使用目的は問われない。情報が電子ファイルとしてない場合は印刷物やそのコピーが提供されることもあり、その場合は実費(コピー代、郵送料)を請求される場合もある。

ABOUT EU LAW (EU法に関する説明)

(i) Process and players

EU法の制定過程と制定に関与するEU機関の役割を説明したもの。

(ii) Legislative drafting

EU法の策定者向けのガイドで、欧州議会、理事会、欧州委員会が合同で作成したもの。一般のユーザーには余り関係がないといえる。

(3) センターページ

Welcome

EUR-Lex のウェブサイトについて説明した「About this site」のページにリンクしている。

News

主要なニュースと最新トピックスへのリンクで、その時々合ったトピックスが掲載されている。掲載内容は随時更新されるが、例として、2006年3月時点で掲載されているトピックスは以下の通りである。

- *Selection of new documents*
最近発行された文書から重要なものから一部を抜粋
- *Newsletter*
EUR-Lex ニュースレター
- *Dossiers by topics*
「エネルギー安定供給」、「鳥インフルエンザ」、「EUの多国語主義」、「航空安全」、「気候変動」、「欧州近隣諸国政策」、「対外関係 トルコ」、「入国管理 - 亡命」、「テロ対抗措置」、「個人情報保護」、「EUにおける航空旅客の権利」、「禁煙キャンペーン」。

Enlargement

2004年5月1日のEU拡大以前に採択されたEU機関と欧州中央銀行の法文は、徐々にチェコ語、エストニア語、ハンガリー語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、スロバキア語、スロベニア語にも翻訳されている。これらの言語におけるEU官報の特別版と、政策分野ごとに分類されたEU法へのリンクがある。後者については、理事会および欧州委員会の法務部で内容に間違いがないか確認が済んでいるが、暫定的にここに掲載されている。

(4) その他

最新のEU官報へのリンク

当日に発表された最新のEU官報へのリンク。その内容と使い方については後に詳述する。

登録ユーザーのプロファイル変更ページ

2006年3月時点では、新サイトではユーザー登録は行われていないが、今後登録ユーザーが個々のニーズに合った利用できるように「ユーザープロファイル」をパーソナライズできるようになる。登録は無料。

EU官報(L・CシリーズおよびSシリーズ)CD-ROM版・ペーパーバージョンの購入に関するページ

EU官報のL・CシリーズおよびSシリーズはCD-ROMあるいは印刷物でも購入することができる。L・CシリーズとSシリーズは個別に購入することができ、CD-ROM版に

はペーパーバージョンには掲載されていないCEシリーズも含まれている。L・Cシリーズは年間購読契約のほか、特定の年についてのみ購入することも可能。CD-ROM版については、年間購読契約すると、その年の過去の官報が累積的に記録されたものが毎月送られてくるので、年の終わりには1枚のCDに1年分すべてが掲載されていることになる。これらはEUR-Lexの内容をベースにしており検索も可能であるため、現在EUR-Lexウェブサイトに掲載されているコンテンツを確実に記録として残したい場合は購入する価値があるだろう。一方で、1枚のCDには1年分の記録しかないため、複数年にまたがる検索ができないのが欠点となる。

SシリーズのCD-ROMは1週間に2回(水・土曜日)発行されており、CD-ROMには過去5号分のSシリーズが掲載されている。Sシリーズについては年間購読契約のみであるが、企業内LANでの使用も許可されている。

. EUR-Lex の利用方法

1 . E U 官報 (Official Journal)

EUR-Lex > Official Journal

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOIndex.do?ihmlang=en>

ここでは、EUR-Lex に掲載されている E U 官報の検索機能を説明する。ウェブ上での E U 官報の利用は無料であるが、ウェブサイトで閲覧できる E U 官報は現在のところ 1998 年 1 月 3 日以降に発行されたものに限られている。それ以上古い法律についても官報の番号で検索するページが準備されているが、まだ機能していない。

図 4 が E U 官報のトップページである。このページからは以下の官報にアクセスできる。E U 法の概説で前述した通り、官報には性質の異なる「L」、「C」、「S」の 3 種類があり、指令、規則、決定といった法律は「L」に掲載されている。下記はいずれも L・C シリーズの両方が掲載されており、このトップページでも L と C に分かれている。

- Latest issues 最新号の官報
- Direct Access to the Official Journal from 1998 onward 直接検索 (官報の発行年と番号が分かっている場合)
- Recent issues 過去約 10 日間に発行された官報
- Access by year 1998 年以降に発行された官報 (「 Other years 」 を選ぶと E U 官報の日付・番号による検索ページにリンクする。使い方は P.53 参照。)

このページは、探している特定の文書が掲載された官報の番号か年月日が分かっていなければ使いづらいが、いつのどの官報に、見たい内容が掲載されているかが分かっている場合には適している。また、特定の情報を探しているわけではないが定期的に E U 官報の掲載内容をチェックする必要があるというユーザーにも向いている。特定の指令や規則を探しているが番号は分からない場合には、テキスト検索 (P.27 参照) や政策分野の分類項目別の検索 (P.32 参照) といった方法がある。

なお、入札情報が掲載された S シリーズについては外部サイトへのリンク (Supplement to the Official Journal – Public procurement notices) がページの左下にある。

図 4： EU官報閲覧ページ

EUR-Lex > Official Journal

The screenshot shows the EUR-Lex Official Journal website. At the top, there are language selection buttons for various EU member states (ES, ES, DA, DE, EL, EN, FR, IT, LV, LT, HU, MT, NL, PL, PT, SK, SL, FI, SV). Below this is the site's navigation menu: EUROPA > EUR-Lex > Official Journal. The main heading is "Official Journal of the European Union". A sub-heading states: "This page presents the online editions of the Official Journal in pdf format." Below this, there are two bullet points:

- since 1998 for the Danish, Dutch, English, Finnish, French, German, Greek, Italian, Portuguese, Spanish and Swedish editions;
- since 2004 for the Czech, Estonian, Hungarian, Latvian, Lithuanian, Maltese, Polish, Slovak and Slovene editions, including the special edition containing the texts of the acts of the Institutions and of the European Central Bank adopted before 1 May 2004.

 A note follows: "The texts published in the Official Journal, including texts prior to 1998, can also be accessed (in pdf, tiff and/or html format) using the site's search functions."

 The "Latest issues" section contains a table:

Date	L (Legislation)	C (Information and notices)
31.03.2006	L093	C079 C079A

 Below this is a "Direct access to the Official Journal (from 1998 onwards)" section with a search form:

Year: 2006 (dropdown) | OJ series: L (dropdown) | OJ number (mandatory): (input field) | Search (button)

 The "Recent issues" section contains a larger table:

Date	L (Legislation)	C (Information and notices)
30.03.2006	L092	C077
29.03.2006	L091	C076
28.03.2006	L089 L090	C075
25.03.2006	L088	C073 C074
24.03.2006	L086 L087	C072
23.03.2006	L084 L085	C071
22.03.2006	L083	C070 C070A
21.03.2006	L082	C068 C068A C069
18.03.2006	L081	C067
17.03.2006	L080	C064 C065 C066

 At the bottom, there is an "Access by year" section with a horizontal menu: 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, Other years.

 The footer includes "Supplement to the Official Journal - Public procurement notices" and "Managed by the Publications Office" with an internet icon.

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOIndex.do?ihmlang=en>

2006年3月31日付の官報Lシリーズ93号(L093)を選んでみると、下記の図5のように目次が表示される。法律タイトルの文字が細いものは、共通農業政策(CAP)の日常的な管理に関する法律(野菜の参入価格の規定など)で一般的には有効期限が限られたものであることを示している。それ以外の法律はタイトルが太字になっており、タイトルの前にアスタリスク記号(*)が付いている。

個々の法律の内容を見るには、タイトルの右側にあるページ番号をクリックするとPDF形式のファイルが開く。

図 5： EU官報の目次（2006年3月31日発行 L093）ページの例

EUROPA > EUR-Lex > Official Journal > 2006 > L 093

EUROPA > EUR-Lex > Official Journal > 2006 > L 093

Important legal notice

ES ES DA DE ET EL EN FR IT LV LT HU MT NL PL PT SK SL FI SV

Site map | LexAlert | FAQ | Help | Contact | Links

0201 1725-2055

Official Journal

of the European Union

L 93

Volume 49

31 March 2006

English edition

Legislation

Contents

I *Acts whose publication is obligatory*

- Council Regulation (EC) No 509/2006 of 20 March 2006 on agricultural products and foodstuffs as traditional specialties guaranteed [1](#)
- Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs [12](#)
- Council Regulation (EC) No 511/2006 of 27 March 2006 amending Regulation (EC) No 1531/2002 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of colour television receivers originating, *inter alia*, in the People's Republic of China [26](#)
- Commission Regulation (EC) No 512/2006 of 30 March 2006 establishing the standard import values for determining the entry price of certain fruit and vegetables [28](#)
- Commission Regulation (EC) No 513/2006 of 30 March 2006 adopting temporary provisions for the issue of import licences applied for pursuant to Regulation (EC) No 565/2002 establishing the method for managing tariff quotas and introducing a system of certificates of origin for garlic imported from third countries [30](#)
- Commission Regulation (EC) No 514/2006 of 30 March 2006 derogating from Regulation (EC) No 824/2000 as regards the period for delivering cereals into intervention in some Member States in the 2005/06 marketing year [31](#)
- Commission Regulation (EC) No 515/2006 of 30 March 2006 establishing a transitional measure for the 2005/06 marketing year on funding the storage of cereals offered for intervention in the Czech Republic, Estonia, Cyprus, Latvia, Lithuania, Hungary, Malta, Poland, Slovenia and Slovakia [32](#)

ページが表示されました

インターネット

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOhtml.do?uri=OJ:L:2006:093:SOM:EN:HTML>

2 . 単純検索 (Simple Search)

単純検索 (Simple Search) には以下のように幾通りもの検索方法がある。ここでは、それぞれについて説明していくが、検索結果をさらにうまく別の方法で絞り込み検索 (Refine) することで目的に沿った精度の高い検索を行うことができる。

(1) 一般検索

- ・テキスト検索
- ・日付・期間検索
- ・作成者検索
- ・分類項目検索
- ・EUROVOC キーワード検索

(3) 文書カテゴリーによる検索

- ・条約
- ・現行の E U 法
- ・制定過程にある E U 法
- ・判例
- ・欧州議会の質疑答弁

(2) 文書番号による検索

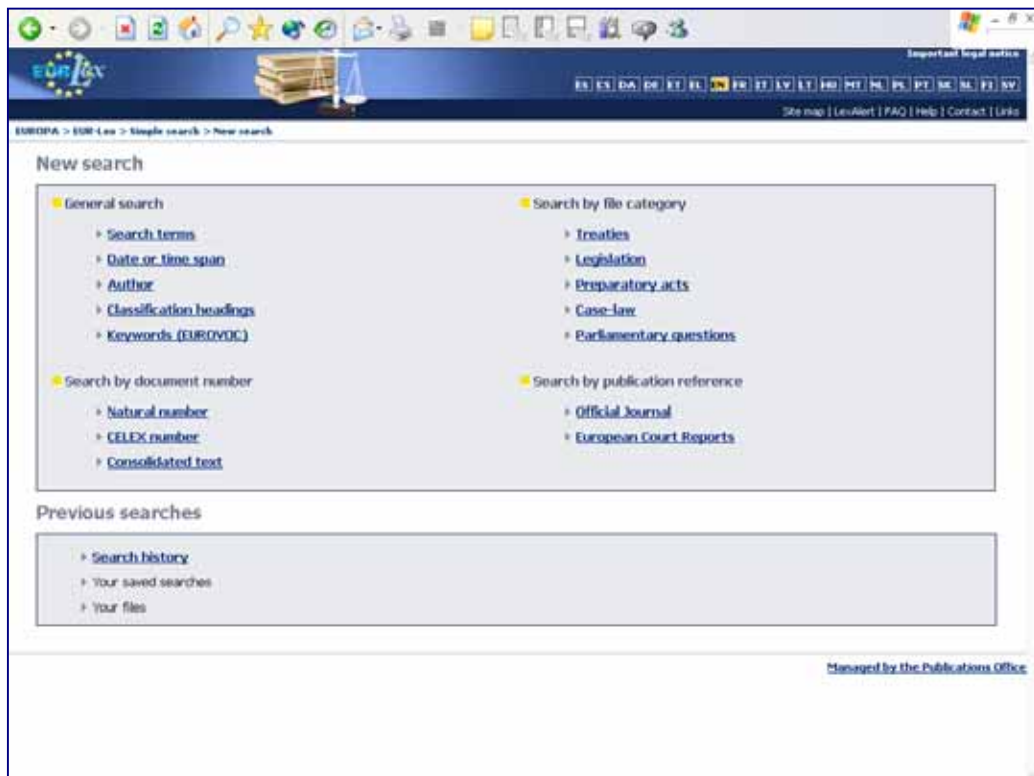
- ・自然番号検索
- ・CELEX 番号検索
- ・統合法文の検索

(4) 刊行物の参照番号による検索

- ・ E U 官報
- ・欧州裁判所報告書

図 6 : 単純検索のトップページ

EUR-Lex > Simple search > New search



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_menu.do?ihmlang=en

2006年3月時点では、まだ複合検索（Advanced Search）が機能していないが、これが利用できるようになれば、検索結果が必要なレベルの精度になるまで何度も絞り込み検索を繰り返す必要はなくなるであろう。

（１）一般検索（General search）

一般検索では、文書のカテゴリー（現行法か制定中のものかなど）に関係なく検索が行われる。特定の文書カテゴリーについてのみ検索したい場合は、単純検索トップページの「Search by file category」から該当する文書カテゴリーを選ぶと、その範囲内で一般検索を行うことができるので、そちらの方が効率が良い。詳細は後述「（３）文書カテゴリーによる検索」の項（P.46）を参照。

テキスト検索（Search terms）

テキスト検索では自由に語句を入力して検索でき、特定の語句、特にE Uでよく使われる言葉や表現がすでに頭にある場合に適している。

次頁の図7に見られるように、テキスト検索の画面には、「Search for」「WITH」「EXCEPT」3つの入力ボックスがある。「Search for」ボックスだけに検索キーワードとなる語句を入力し、そのまま「Search」ボタンをクリックしても良いが、「AND 検索」と同じ結果を返す「WITH」や「NOT 検索」と同じ「EXCEPT」のボックスと組み合わせることもできる。

（i）「Search for」ボックスのみ

1つの単語だけでも複数の語句の組み合わせでも良い。複数の語句を使う場合、語句を「,」（コンマ）で区切ると、指定した語句のうち1つでも文書に含まれれば検索結果に含まれる（OR 検索と同じ）。例えば、図7の例では、「transport, energy」と入力しているが、この場合、「transport」または「energy」のいずれかが含まれた文書のほか、両方が含まれた文書も検索結果に含まれる。

また、オプションとして、検索する対象を文書のタイトルだけかタイトルと全文の両方とするかを選択することができる。タイトルのみの検索がデフォルトとして設定されている。

図 7： 単純検索（テキスト検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > Search terms

The screenshot shows the EUR-Lex Simple search interface. The page title is "Search using search terms". It features a search form with the following elements:

- Search for:** A text input field containing "transport, energy".
- WITH:** An empty text input field.
- EXCEPT:** An empty text input field.
- Options:** Two radio buttons: "Title (Search limited to document titles)" (selected) and "Title and text (Full-text search)".
- Language:** A dropdown menu set to "EN English".
- Search:** A button to execute the search.

To the right of the search form, there are "Guidelines for good results" with several tips and examples:

- Tip 1: To truncate a term or a date use the symbols ? or *. ? replaces one character, * replaces 0 to n characters. These two symbols can only be used in the middle or at the end of the chain, never in the beginning. **Example:** transport* will find transportation, transporting, etc.
- Tip 2: A search term can be a single word or a string of words.
- Tip 3: Use a comma "," between the terms or expressions in a search to get the documents that contain at least one of those terms or expressions. **Example:** transport, energy allows the documents to be found that contain either the word "transport", the word "energy" or both of those words.
- Tip 4: Use WITH to restrict the search to documents that contain all the terms or expressions specified. **Example:** transport WITH energy restricts the search to documents that contain both these terms.
- Tip 5: Use EXCEPT to exclude from the search documents that contain certain words. **Example:** transport EXCEPT energy allows the documents to be found that contain the word "transport" but not the word "energy".

At the bottom right of the page, it says "Managed by the Publications Office".

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_mot.do

(ii) 「WITH」ボックス

「WITH」ボックスはいわゆる「AND 検索」と同じ結果を導くもので、使用すると、すべての語句が含まれる文書のみが検索結果に含まれる。例えば図 8 の例では、「Search for」ボックスに「transport」、「WITH」ボックスに「energy」を入力しているが、この場合、「transport」と「energy」の両方が含まれた文書だけが検索結果に含まれる。

? ヒント

☞ キーワードは、大文字・小文字のどちらを使用しても検索結果に変わらない。

☞ アクセントは無視することができる。

例) «société» «SOCIETE» «Société» «Societe» 左記のいずれでも検索結果は同じ。

図 8： 単純検索（テキスト検索「WITH」ボックス使用例）のページ

EUR-Lex > Simple search > Search terms

Search using search terms

Search for: transport

WITH: energy

EXCEPT:

Options:
 Title (Search limited to document titles)
 Title and text (Full-text search)

EN English

Search

Guidelines for good results:

- To truncate a term or a date use the symbols ? or *. ? replaces one character, * replaces 0 to n characters. These two symbols can only be used in the middle or at the end of the chain, never in the beginning.
Example: transport* will find transportation, transporting, etc.
- A search term can be a single word or a string of words.
- Use a comma "," between the terms or expressions in a search to get the documents that contain at least one of those terms or expressions.
Example: transport, energy allows the documents to be found that contain either the word 'transport', the word 'energy' or both of those words.
- Use WITH to restrict the search to documents that contain all the terms or expressions specified.
Example: transport WITH energy restricts the search to documents that contain both these terms.
- Use EXCEPT to exclude from the search documents that contain certain words.
Example: transport EXCEPT energy allows the documents to be found that contain the word 'transport' but not the word 'energy'.

Managed by the Publications Office

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_mot.do

(iii) 「EXCEPT」ボックス

「EXCEPT」ボックスは「NOT 検索」と同じ結果を導くもので、特定のキーワードが含まれる文書は除外したい場合に使用することができる。使い方は上記の「WITH」ボックスと同様で、除外したい語句を「EXCEPT」ボックスに入力する。例えば、「Search for」ボックスに「transport」、「EXCEPT」ボックスに「energy」と入力すると、「transport」が含まれる文書のうち「energy」が含まれる文書は検索結果から除かれることになる。

? ヒント

- ☞ 全角文字は認識されないため「,」「?」「*」は半角になっていることを確認。
- ☞ 検索キーワードのうちの1文字を「?」に置き換えたり、「*」(ワイルドカード)を使うと、類似の単語を含む文書が検索結果に含まれる。ただし、「?」「*」は語頭には使えず、語の途中か語尾にしか使えない。

例) «exclusiv* agree*»

«exclusivity agreement»、«exclusivity agreements»、«exclusive agreements»などの語句が結果に含まれる。

日付・期間検索 (Date or time span)

このページでは、日付または期間を特定することができる。日付検索だけで思うような結果が返ってくるケースは考えにくく、結果をさらに絞り込む必要がある。

図 9： 単純検索 (日付・期間検索) のページ

EUR-Lex > Simple search > Search by date

Search by date

Choose type of query
all types

Enter date or time span starting date
(Year) (Month) (Day)

Enter time span ending date
(Year) (Month) (Day)

Search

Guidelines for good results:

- The year field takes 4 characters; the month and day fields take 2.
Example: Year 1999 Month 09 Day 12
- Always enter the year. Month and day fields are optional.
- In order to avoid an excessive number of hits, restrict searches in 'all types' to a precise date or a short period.

Managed by the Publications Office

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_date.do

一番上のボックス「Choose type of query」では、プルダウンメニューから何に対する日付・期間かを選択することができる。これを指定することで、検索結果の件数を大幅に限定することができる。特に特定の年月日ではなく期間で検索する場合には、いずれかのタイプを指定しないと数千から数万件もの結果が跳ね返ってくる。

- all types 以下のすべて (デフォルト)
- adoption 採択日
- publication 発行日
- entry into force 発効日
- end of validity 失効日

特定の日付を指定したい場合は、2つ目のボックス「Enter date or time span starting date」だけに年月日を入力する。期間を指定する場合は、2つ目のボックスに期間の始まりの年月日、3つ目のボックス「Enter time span ending date」に期間の終わりの年月日を入力する。

? ヒント

- ☞ 「Year (年)」は必須入力項目であるが、「Month (月)」および「Day (日)」については入力は任意。
- ☞ 「Year (年)」は4ケタ、「Month (月)」および「Day (日)」は2ケタで入力する。
例) (Year) (Month) (Day)
- ☞ 数字は半角で入力する。誤って全角で入力すると正確な検索ができず、「No documents matching criteria! (指定条件に一致する文書は見付かりませんでした)」と表示される。

作成者検索 (Author)

文書を作成した機関または個人名を指定して検索することができる。機関の選択肢は以下の通りであるが、複数の機関を選ぶことはできない。「その他の作成者」には分かっている機関名や、欧州議会の議員名や質疑を作成した担当者名などの個人名を入力することもできる。

- | | |
|--|-----------|
| • European Parliament | 欧州議会 |
| • Council | 理事会 |
| • European Commission | 欧州委員会 |
| • Court of Justice | 司法裁判所 |
| • Court of Auditors | 会計検査院 |
| • European Central Bank | 欧州中央銀行 |
| • European Economic and Social Committee | 欧州経済社会評議会 |
| • Committee of Regions | 地域評議会 |

図 10：単純検索（作成者検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > Author

Search by author

You can choose an institution or body

- European Parliament
- Council
- European Commission
- Court of Justice
- Court of Auditors
- European Central Bank
- European Economic and Social Committee
- Committee of the Regions

or another author:

EN English

Guidelines for good results:

- In the field "or another author", you can enter either the name of a body or institution or that of an individual - for example the name of a Member of Parliament as the author or a parliamentary question.
- To truncate a term or a date use the symbols ? or *. ? replaces one character, * replaces 0 to n characters. These two symbols can only be used in the middle or at the end of the chain, never in the beginning.

Managed by the Publications Office

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_auteur.do

? ヒント

- ☞ 機関名や個人名がはっきり分からない場合などは、1文字を「?」や「*」(ワイルドカード)を使うと、類似の語を含む文書が検索結果に含まれる。ただし、「?」「*」は語頭には使えず、語の途中か語尾にしか使えない。
- ☞ 文字・数字は半角で入力する。誤って全角で入力すると正確な検索ができず、「No documents matching criteria! (指定条件に一致する文書は見付かりませんでした)」と表示される。

分類項目検索 (Classification headings)

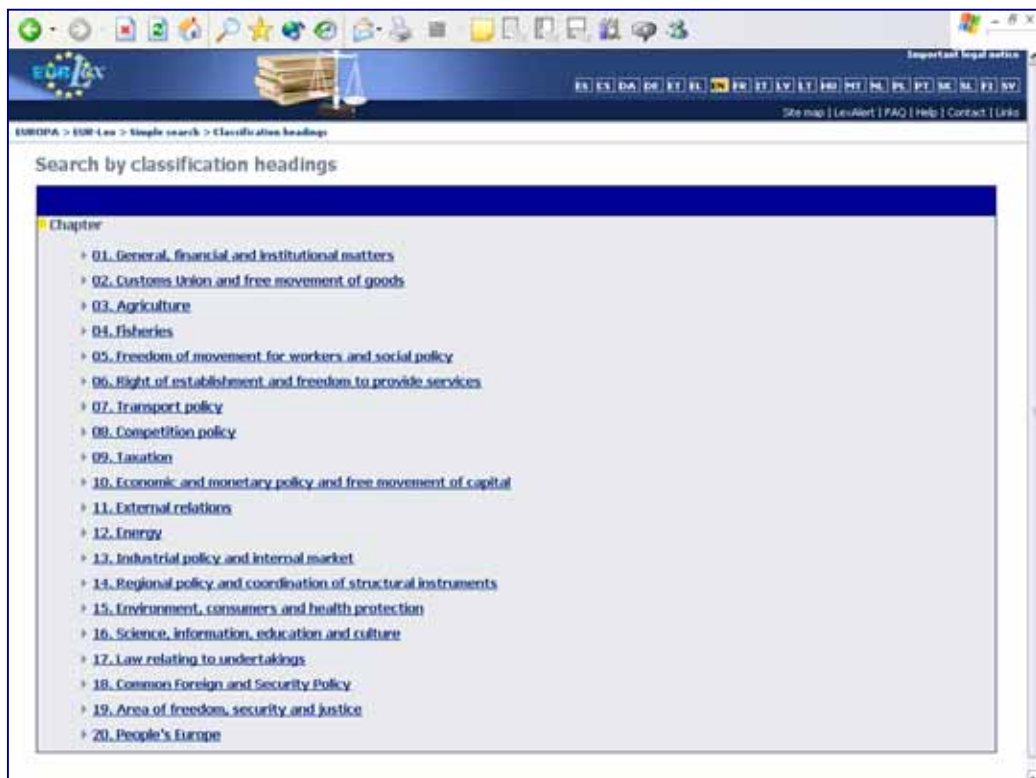
分類項目は、政策分野ごとに20の章 (Chapter) に分けられており、さらに各章についてサブセクションが設けられている。章またはサブセクションを選択してクリックすると、それぞれの分野で現在効力を持つ文書のリストが表示される。

このページは一見すると「EU法ダイレクトリー (Directory of Community legislation)」のペ

ージ（P. 55 参照）と似ているが、ダイレクトリーは該当する章またはサブセクションに属するすべての法律をリストアップするものであり、そのリストから絞り込み検索を行うことはできない。また、ダイレクトリーは現行の法律だけを対象としているため、COM 文書など法律以外の文書は含まれていない。

図 11：単純検索（分類項目検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > Classification headings



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_repertoire.do

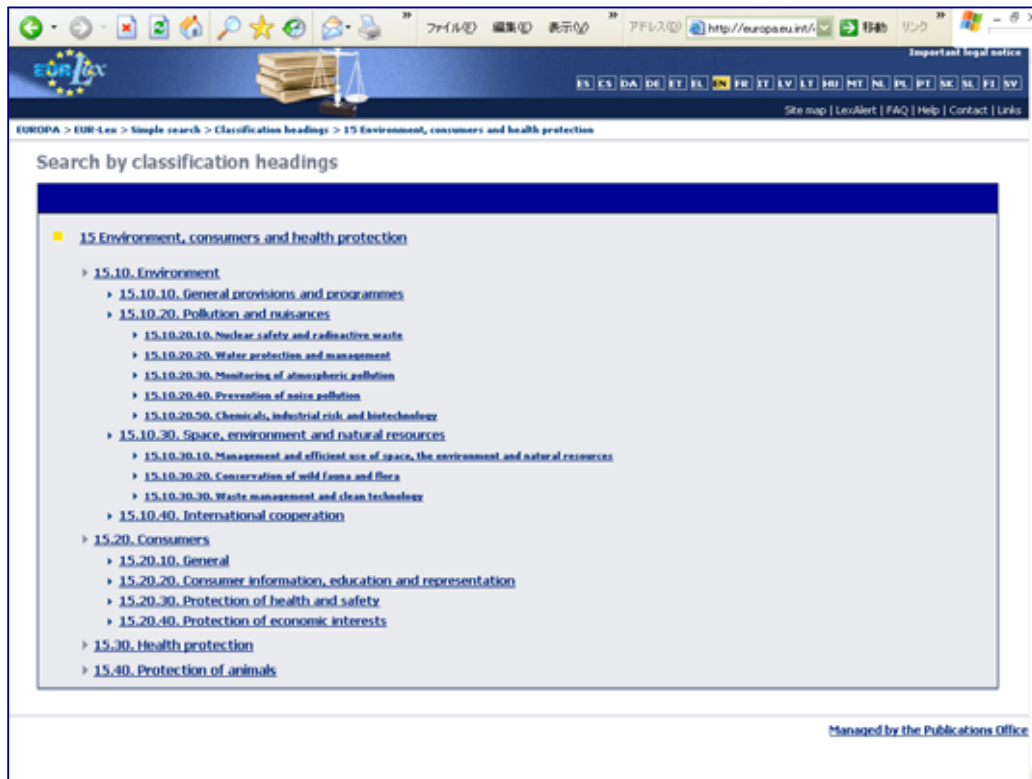
表 2： 単純検索で使用されている分類項目の章

章	分野
01.	一般、財政、EU機関
02.	関税同盟およびモノの自由な移動
03.	農業
04.	漁業
05.	労働者の移動の自由および社会政策
06.	事業を確立する権利およびサービスを提供する自由
07.	運輸政策
08.	競争政策
09.	税制
10.	経済・通貨政策および資本の自由な移動
11.	対外関係
12.	エネルギー
13.	産業政策および域内市場
14.	地域政策および構造手段
15.	環境、消費者および健康の保護
16.	科学、情報、教育、文化
17.	事業に関する法律
18.	共通外交・安全保障政策
19.	自由・安全・司法
20.	市民のための欧州

図 12 の例は、「15 章 環境、消費者および健康の保護」を選んでみたもので、15 章はさらに 4 段階のサブセクションに分かれていることが分かる。

図 12：単純検索（分類項目検索の「15 章 環境・消費者・健康の保護」のページの例）

EUR-Lex > Simple search > Classification headings > 15 Environment, consumers and health protection



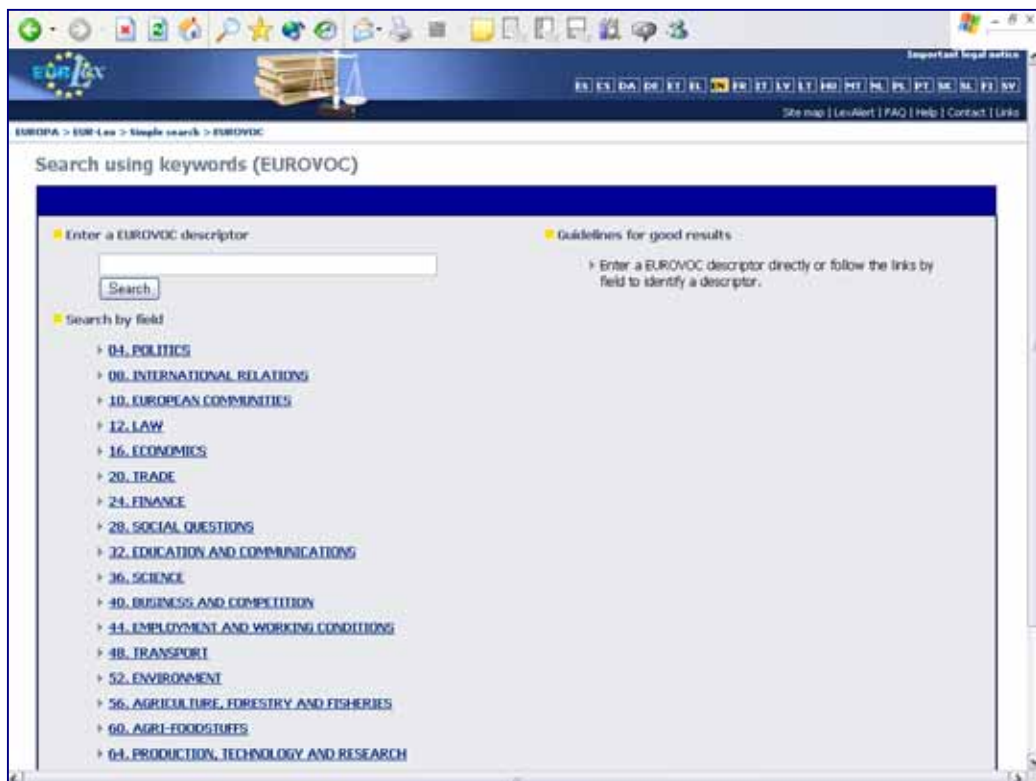
<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Repview.do?rep=15>

EUROVOC キーワード検索 (Keywords (EUROVOC))

1つの概念を表すにも多様な文書作成者によって多様な言葉が使われたり(例: agri-business、agri-foodstuffs industry、agro-industry) 逆に、ある単語が複数の意味を持つ場合(例: 「press」 = newspaper industry、journalists、printing machinery)もある。的確なキーワードを知らないと、むやみに検索を行っても有意義な結果が出てこないケースが多々ある。EUR-Lex のデータベースに保管されている個々の文書には「EUROVOC」という検索用キーワードが付されており、自由テキスト検索以外にもこれらのキーワードを使って検索することができる。「EUROVOC」はEUの文書でよく使用される言葉を大きく21の分野に分け、上下の階層関係を持たせて整理した類語辞典(シソーラス)を使った検索用キーワード集で、このシステムに精通したユーザーには便利な機能である。

図 13：単純検索（EUROVOC キーワード検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > EUROVOC



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_eurovoc.do

EUROVOC には上記図に見られるように、2ケタの数字と見出しから成る「フィールド (Field)」と呼ばれる 21 の大分類があり、このフィールドはさらに「マイクロソーライ (microthesauri)」と呼ばれる小分類で構成されている。例えば、フィールド「52 環境」を選ぶと、「5206 環境政策」「5211 自然環境」「5216 環境の後退」の3つの小分類 (マイクロソーライ) とともに各々の小分類に含まれるキーワード (「descriptor (ディスクリプター)」) が表示される (次頁の例参照)。

EUROVOC による検索では、特定のディスクリプターを直接入力することもできるが、より一般的な使い方としては、調べたいフィールドをクリックして下位分類を表示させ、該当するディスクリプターを選択する方法である。ディスクリプターをクリックすると、そのディスクリプターを検索用キーワードとして含んでいる文書のリストが表示される。

<21 のフィールド>

- | | |
|----------|--------------------|
| 04 政治 | 44 雇用・労働条件 |
| 08 国際関係 | 48 運輸 |
| 10 欧州共同体 | 52 環境 |
| 12 法律 | 56 農林水産業 |
| 16 経済 | 60 AGRI-FOODSTUFFS |
| 20 通商 | 64 生産・技術・研究 |
| 24 金融 | 66 エネルギー |
| 28 社会問題 | 68 産業 |
| 32 教育・通信 | 72 地理 |
| 36 科学 | 76 国際機関 |
| 40 企業・競争 | |



<マイクロソーライ・ディスクリプター>

- | | |
|------------|---------------------|
| 52 環境 | Field (大分類) |
| 5206 環境政策 | microthesauri |
| 水管理 | } descriptors |
| 廃棄物管理 | |
| 汚染管理 | |
| 環境政策 | |
| 環境保護 | |
| 5211 自然環境 | microthesauri |
| 気候 | } descriptors |
| 物理的環境 | |
| 地理的環境 | |
| 天然資源 | |
| 野生生物 | |
| 5216 環境の後退 | microthesauri |
| 廃棄物 | } descriptors |
| 環境汚染 | |
| 有害な作用 | |
| 汚染 | |

EUR-Lex のデータベースに含まれている文書には、「Bibliographic notice」といって文書目録が付されており、その中の Classification(分類)の1タイプとして「EUROVOC descriptor」が表示されている。下記は、検索結果から選んだ特定の文書の Bibliographic notice の例である。

図 14： 特定の文書に付された EUROVOC のキーワード（ディスクリプター）の表示



なお、2006年3月現在では、21の「フィールド」についてはユーザーが選択した言語で示されているが、特定のフィールドを選択するとその下位にあるマイクロシソーライはフランス語で表示されるようになっている。最終的な検索結果はユーザーが選んだ言語で表示される。今後 EUR-Lex のウェブサイトが整備されるにつれて各国語の EUROVOC で検索が可能になっていくものと思われる。

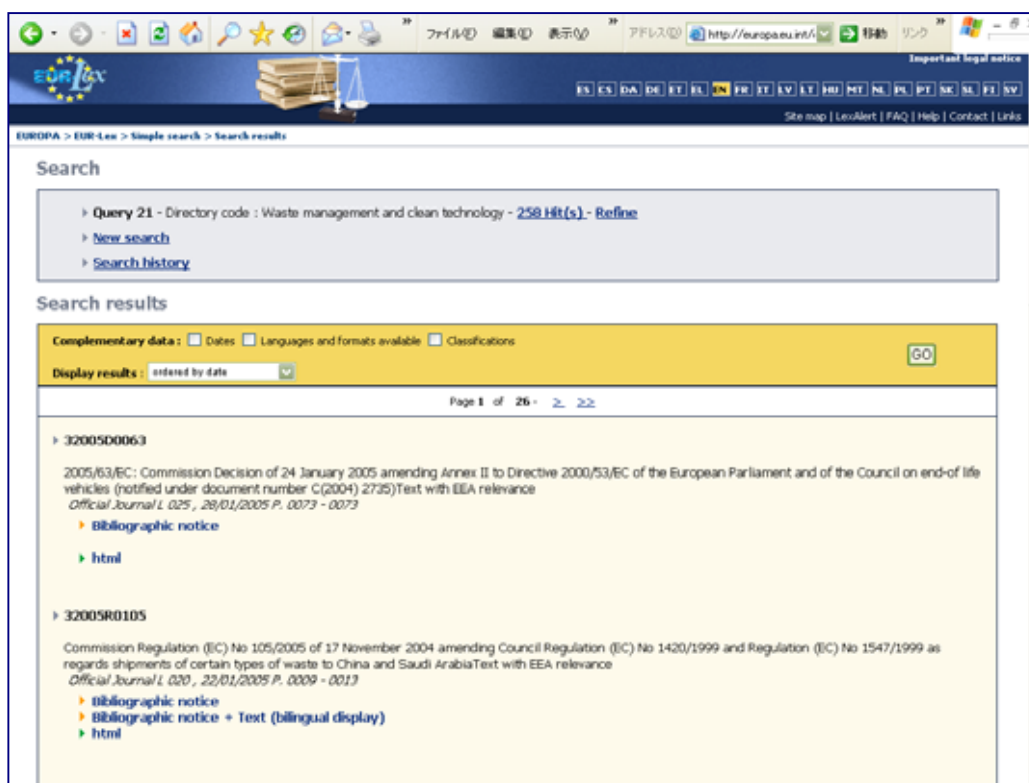
なお、EUROVOC に関しては <http://europa.eu.int/celex/eurovoc/> に詳細な説明が掲載されており、シソーラスそのものもダウンロードすることができる。

(2) 検索結果の表示と絞り込み検索

検索結果の表示

検索結果を示す画面は、行った検索の内容とを示すフレーム (の「Search」) と検索結果の内容を示すフレーム (Search results) に大きく分けることができる。以下では具体的な検索結果を例にとって説明する。

図 15 : 単純検索の検索結果の例



「Search」のフレームに示された項目

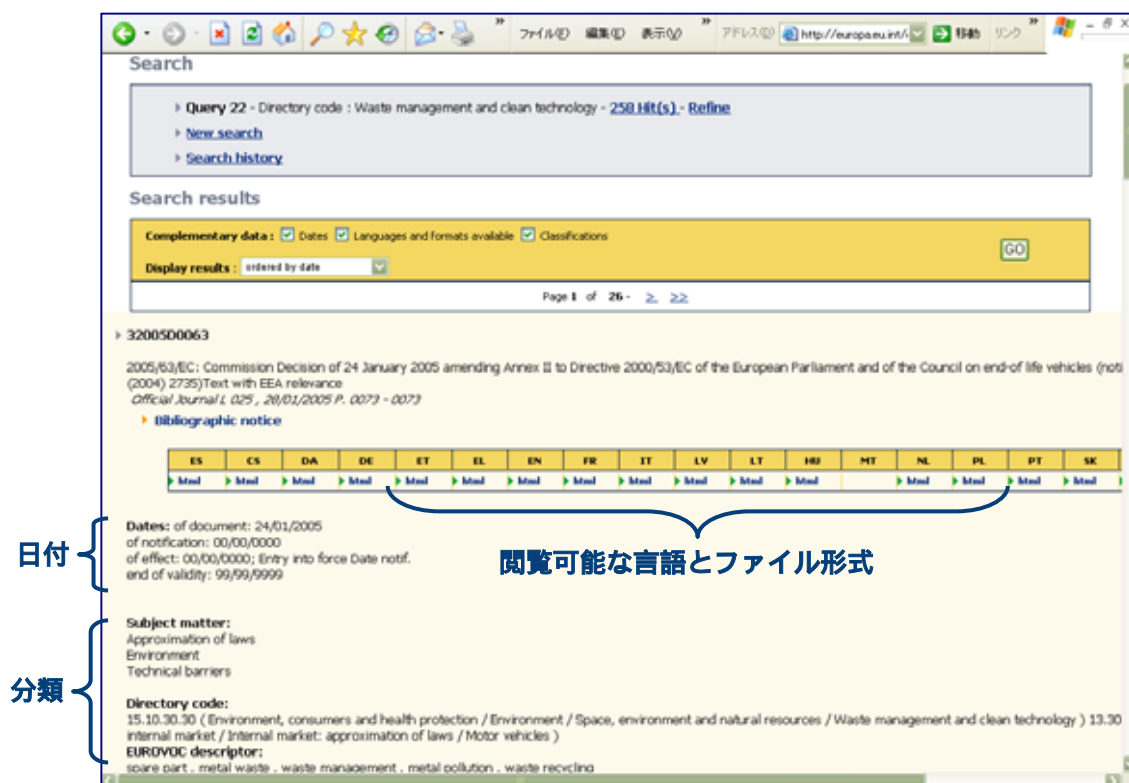
- Query 21 - Directory code : Waste management and clean technology - 258 Hit(s) - Refine
= 現在のセッションで 21 個目の検索 - 選択した分類項目 (ダイレクトリーコードとして表示されている) - ヒット数 258 件 - 絞り込み検索
- New search
= 新規検索に戻る
- Search history
= 過去の検索の履歴を表示する

「Search results」のフレームに示された項目

- Complementary data : Dates, Languages and formats available, Classifications
= オプション情報の表示 : 日付 (作成、発効、適用などの日付) 閲覧可能な言語とファイル形式、分類
- Display results : ordered by date, by classification headings, by EUROVOC domain, by CELEX sector, by consolidation form, by procedure
= 結果の表示方法 (プルダウンメニュー) : 日付順、分類項目別、EUROVOC領域別、CELEXセクター別、統合形態別、手続き別 (はバグでエラーとなる)

上記の「オプション情報の表示」ボックスをすべてチェック (☑) して追加し右横の「GO」ボタンをクリックすると、図 15 の結果内容が拡張され、以下のようになる。

図 16 : 単純検索の検索結果 (オプション情報の拡張) の例

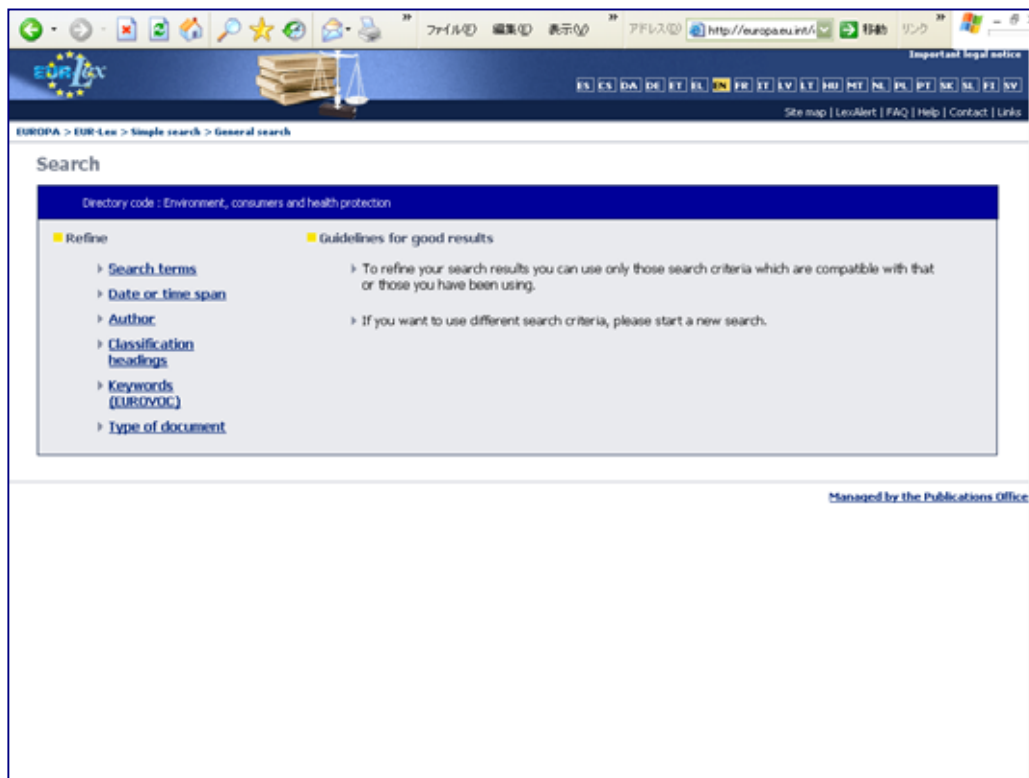


絞り込み検索

「Search」のフレームに示された項目の中にある「Refine」のボタンをクリックすると、下記の画面に移動し、他の検索の種類を使って絞り込み検索を行うことができる。これは一般検索の条件の種類を示したもので、検索結果に「Refine」のボタンがある時は、何度でも絞り込

みを繰り返すことが可能である。

図 17： 検索結果の絞り込み画面



(3) 文書番号による検索 (Search by document number)

自然番号検索 (Natural number)

次項の CELEX 番号に対して「自然番号」となっているが、ここでは現行の EU 法 (規則、指令、決定)、欧州委員会法案の最終版 (COM final)、欧州裁判所の判例について、発行年と文書番号が分かっている場合に検索することができる。年は半角 4 ケタ、文書番号については半角で 4 ケタまでの数字を入力する。

図 18：単純検索（自然番号検索）のページ

The screenshot shows a web browser window displaying the 'Search by natural number' page. The browser's address bar shows 'http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_naturel.do'. The page header includes the Europa logo and navigation links for various languages (ES, ES, DA, DE, EL, EN, FR, FR, LV, LT, HU, IT, NL, PL, PT, RO, SI, SV). The main content area is titled 'Search by natural number' and contains a form with the following elements:

- A heading: 'Search by natural number'
- A section: 'Select one of the following document types' with radio buttons for:
 - All legislation (selected)
 - Regulation
 - Directive
 - Decision
 - COM final
 - European Court case
- An input field: 'Enter the year (4 characters)'
- An input field: 'Enter the number (maximum 4 characters)'
- A 'Search' button.

At the bottom right of the page, it says 'Managed by the Publications Office'.

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_naturel.do

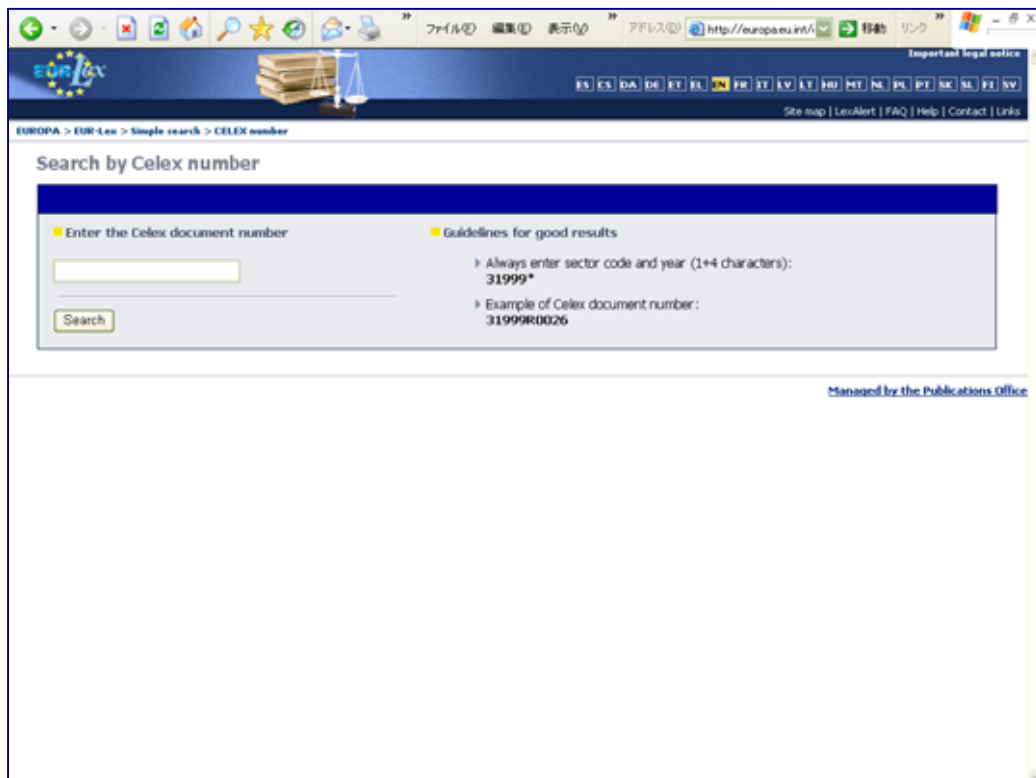
CELEX 番号による検索（CELEX number）

CELEX システムによる文書番号は、それぞれ固有の意味を持つ数字とアルファベットの組み合わせで構成される（下記コードの説明を参照）。文書番号によってすべての法令・文書を識別することができる。

ここでは「31999R0026」など CELEX の番号の構成に沿って文書番号を入力するが、すべての番号が分からない場合でも「31999*」のようにアスタリスク記号（*）で省略することができる。この例の場合、1999 年の法令すべてが検索結果に上がってくる。

図 19：単純検索（CELEX 番号検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > CELEX number



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_celex.do

下に挙げた例は 8 桁の数字とアルファベットを使った最も一般的なフォームである。理論上、文書番号は最大 18 桁に及ぶ可能性があるということであるが、ユーザーにとって文書番号がどのように構成されるか厳密に知る必要はない。

文書番号の例：22004D0113

2	2004	D	0113
CELEX の文書の セクター	法令が採択または公布され た年(2004 年)	法令の種類 (D = 決定)	法令の通し番号またはその他の識 別番号(その年に制定された第 113 番目の規則)

最初の数字(上の例では 2)は法令を分類する CELEX システムに基づくセクター(分野)を表している。上の例では、この法令は EC の対外関係(あるいは EU の対外関係と関連性を持つ加盟国の対外関係)から生じた法令(セクター 2)に属することを示している。常に 4 番目に置かれるアルファベット(上の例では D)は法令の種類を表している。

表 3： 文書番号に使用される CELEX の分類に基づく数字・文字のコードの意味

セクター	1	欧州共同体（EC）を規定する条約とそれらを修正・補足する条約（EUR-Lex に含まれていないもの）	
	2	EUの対外関係(あるいはEUの対外関係と関連性を持つ加盟国の対外関係) から生じた法令	
	3	二次法.	
	4	補足的な法令(理事会における加盟国の代表による決定、条約の規定に基づいて加盟国間で結ばれた国際協定など)	
法令の種類	A	Agreement	合意
	B	Budget	予算
	D	Decision	決定
	K	ECSC recommendation	ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) の勧告
	L	Directive	指令
	R	Regulation	規則
	S	ECSC general decisions	ECSC の一般的決定
	X	その他の法令	
	Y	官報のCシリーズに掲載されたその他の法令	

なお、法令を参照する際に使用されるその他のコードには以下のようなものがある。

Adopted by	~によって採択された
Amended by	~によって改正された
Completed by	~によって完了された
Confirmed by	~によって確認された
Consolidated	統合された
Application delayed by	~によって適用が遅延された
Derogation in	~で失効
Application extended by	~によって適用が拡大された
Implemented by	~によって施行された
Incorporated in	~に組み込まれた
Interpreted by	~によって解釈された
Partly suspens. by	~によって部分的に延期・保留された
Partly re-est. by	~によって部分的に回復された
Replaced by	~によって差し替えられた
Repealed by	~によって廃止された
See	~を参照
Suspended by	~によって停止された

統合法文の検索 (Consolidated text)

統合法文 (Consolidated legislation) は、規則、指令、決定などの法律が繰り返し改正されたり訂正されたりした場合、便宜上これらの変更点を1つの文書にまとめ、参照しやすくしたものである。ただし、統合法文は法的な拘束力は持たない非公式文書として扱われるもので、作成者はその内容に責任を負わない。従って、EU法を根拠に何らかの決定を行う企業などは、あくまでも公式文書を参照することが推奨されている。

統合法文の単純検索を行うことが可能な以下のようなページが準備されている。当該の法律の種類と年、番号を入力すると、統合法文が作成されているかどうかをチェックすることができる。統合法文の見方についてはP. 59 で後述する。

図 20 : 単純検索 (統合法文の検索) のページ

EUR-Lex > Simple search > Consolidated legislation



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_consolidated.do

? ヒント

- ☞ 「Year (年)」は4ケタ、法律番号は最高4ケタで入力する。法律番号が「0056」の場合、「0056」と入力しても「56」と入力しても良い。

☞ 年と法律番号の両方を入力しないと検索できない。いずれも半角で入力する。

(4) 文書カテゴリーによる検索 (Search by file category)

文書カテゴリーを選ぶと、その中でオプションとして詳細な文書の種類と追加検索オプションを使って検索を行うことができる。

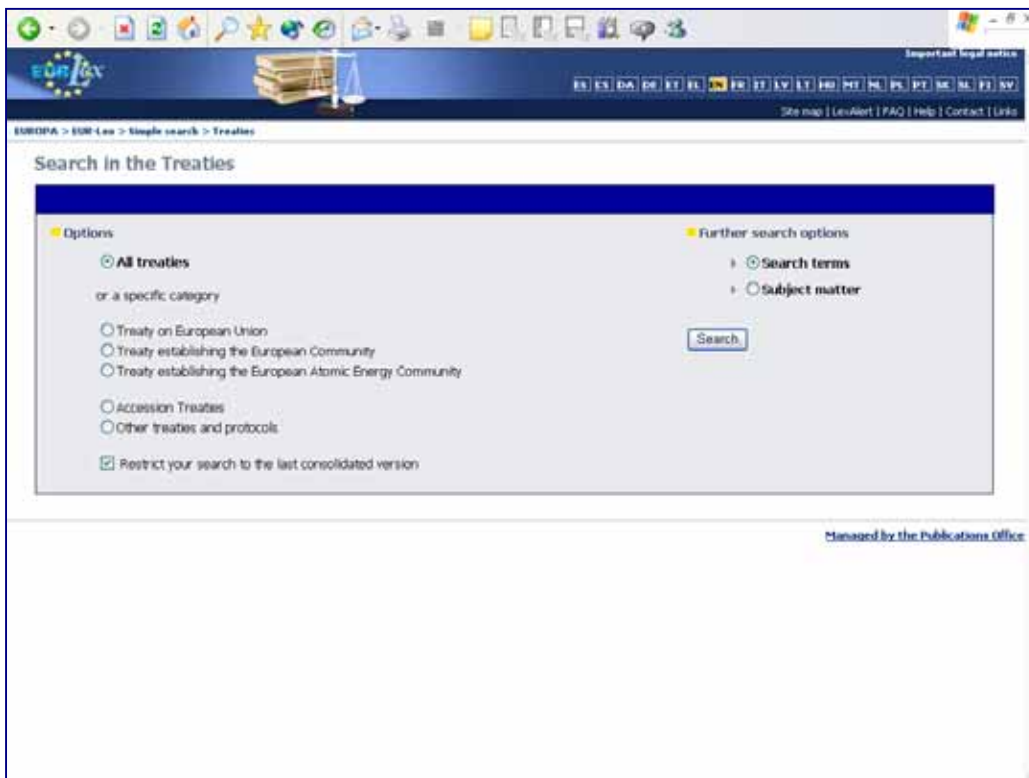
条約 (Treaties)

条約の種類ごとに、あるいはすべての条約について、検索できる。条約の追加検索オプションはキーワード検索 (Search terms) とテーマ (Subject matter) がある。条約は以下の種類に分かれており、デフォルトではこれら「すべて」を含むように設定されている。

- EUに関する条約
- 欧州共同体設立条約
- 欧州原子力エネルギー共同体設立条約
- 加盟条約
- その他の条約とプロトコル

図 21：単純検索（条約の検索）のページ

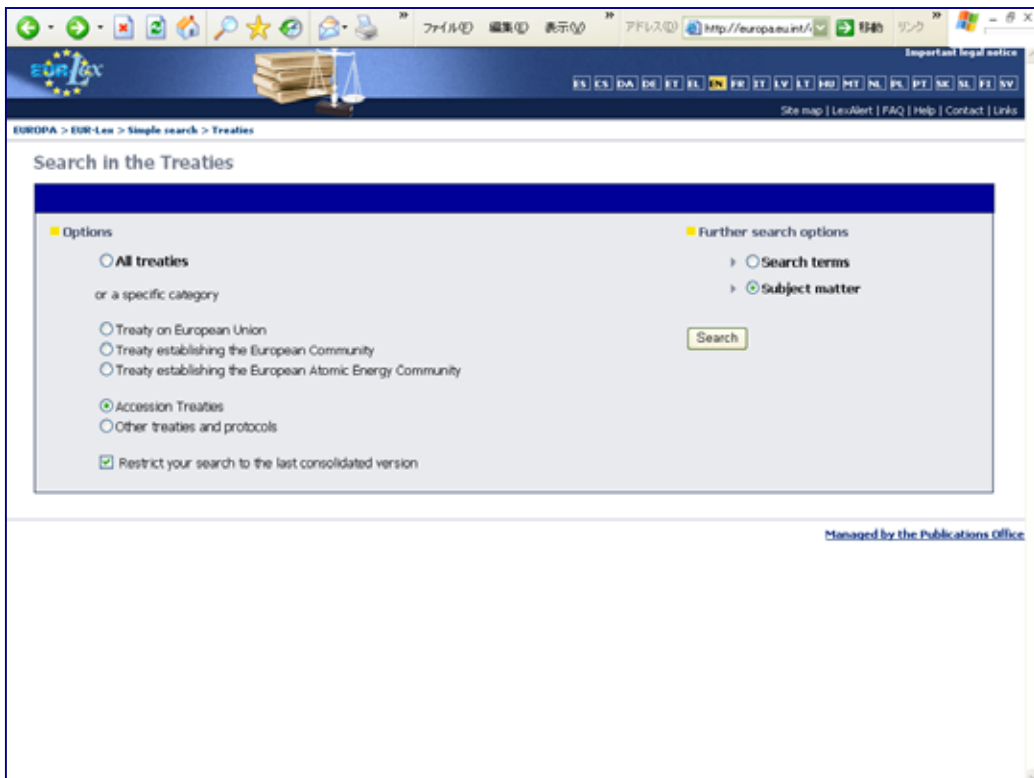
EUR-Lex > Simple search > Treaties



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_traits.do

以下では、条約の種類に「加盟条約」を選び、追加オプションとしてテーマを選んだ。また、条約の種類の下方ある「検索を最も最近統合されたバージョンに絞る (Restrict your search to the last consolidated version)」というオプションを選択している。

図 22 : 加盟条約のテーマ別検索のページ



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_traits.do

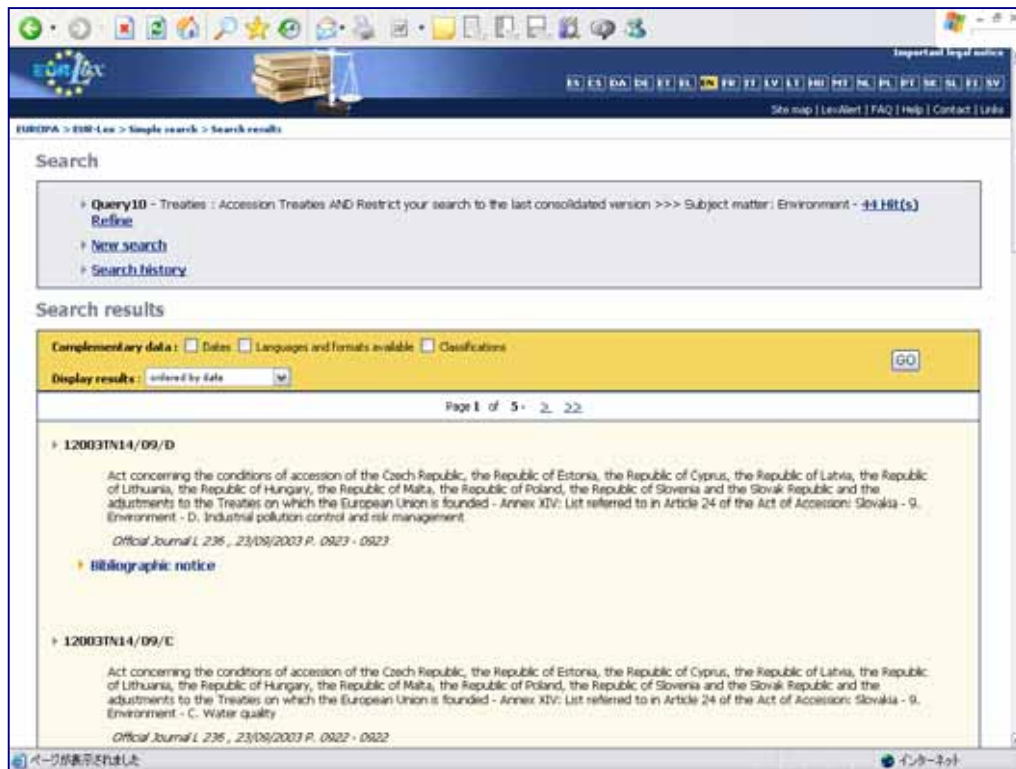
「Search」ボタンをクリックすると次のページでは、加盟条約の中で関連しているあらゆるテーマが表示される。

図 23 : 加盟条約のテーマ別検索結果のページ



下記は、表示されたテーマの中から「環境 (Environment)」を選んだ結果である。「Search」のフレームに選択した検索条件とヒット件数が表示されている。

図 24： 加盟条約のテーマ別検索で「環境」をテーマに選んだ結果のページ

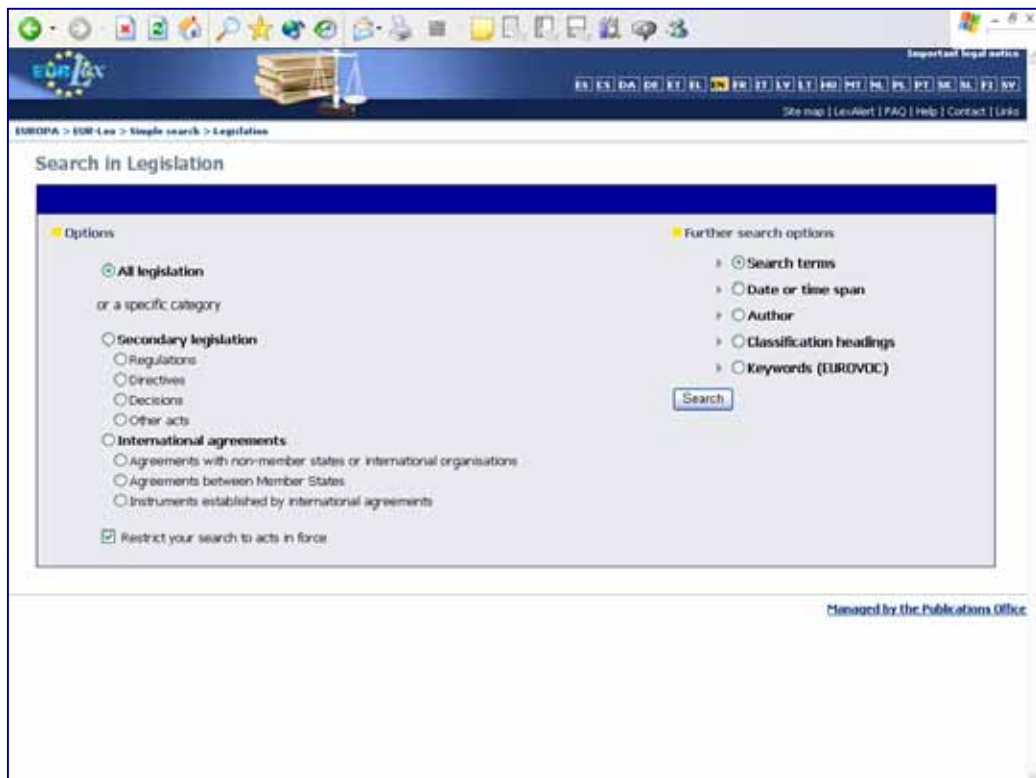


現行のEU法・国際協定・条約 (Legislation)

EU法および国際協定・条約を検索できるページで、恐らく多くのユーザーが最も頻繁に使う検索ページと思われる。基本的な操作は上記の「条約」の場合と同じで、法律の種類と追加オプションを選ぶだけである。ここでの追加オプションは、前述の「一般検索」に同じであるので、詳細はそちらを参照されたい (P.27 以降に記載)。

図 25：単純検索（現行のEU法および国際協定・条約の検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > Legislation



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_legislation.do

制定過程にあるEU法（Preparatory acts）

ここでは、制定過程にあるEU法（Preparatory acts）の制定準備に使用された文書と、EU機関の発行したその他の文書（Other documents from the institutions）を検索することができる。これらの文書についても基本的な操作は前述の「条約」の場合と同じで、文書の種類と追加オプションを選ぶ手順である。文書の種類が分からない場合などは、これを指定せずに「All preparatory documents」を選ぶとあらゆる関連文書の中から検索が行われる（デフォルト設定）。文書の種類が分かれば該当するものを選ぶことで、検索結果の数を大幅に減らすことができる。

制定過程にあるEU法については、以下の種類の文書がある。

- 欧州委員会提案および意見
- 加盟国のイニシアチブ
- 理事会「共通の立場」
- 欧州議会の決議
- 社会評議会および地域評議会の「意見」（Opinions）

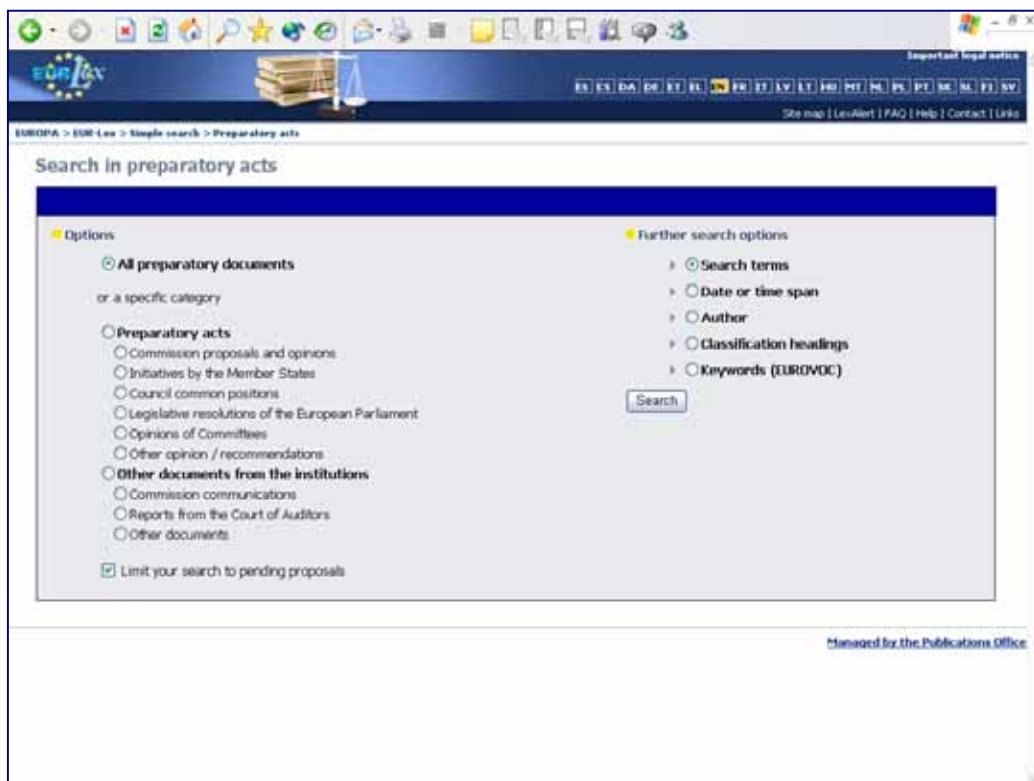
- その他の意見・勧告

また、その他の文書には以下のものが含まれる。

- 欧州委員会通達
- 会計検査院の報告書
- その他

図 26：単純検索（制定過程にあるEU法の検索）のページ

EUR-Lex > Simple search > Preparatory acts



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_actes_preparatoires.do

その他

単純検索でのその他の文書カテゴリーには、判例（Case-law）と欧州議会の質疑答弁（Parliamentary questions）がある。これまで示した文書カテゴリーによる検索と同じく、1）文書の種類を選ぶ、2）追加検索オプションを選ぶ、という2段階での検索である。

(5) 刊行物の参照番号による検索 (Search by publication reference)

E U 官報 (Official Journal)

この検索方法では、E U 官報の L または C シリーズについて、官報掲載日 (Publication date) と、シリーズ、官報番号、ページ番号の組み合わせ (Official Journal reference) により検索を行うことができる。

図 27 : 単純検索 (E U 官報の日付・番号等による検索) のページ

EUR-Lex > Simple search > Official Journal

The screenshot shows the 'Search by Official Journal publication reference' page on EUR-Lex. It features a search form with the following sections:

- Publication date:** Includes fields for Year (mandatory), Month, and Day.
- Official Journal reference:** Includes a dropdown for OJ series (with 'L' selected), and input fields for OJ number and Page number.
- Guidelines for good results:** Provides instructions such as 'The year field takes 4 characters; the month and day fields take 2.' and 'Always enter the year. Month and day fields are optional.'
- About the Official Journal:** Explains that the OJ consists of the L series (legislation) and the C series (information, preparatory acts and notices), and that the L and C series were introduced in 1968.

A 'Search' button is located at the bottom left of the form area. The page footer indicates it is 'Managed by the Publications Office'.

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_reference_pub.do

? ヒント

- ☞ 発行日の「Year (年)」は必須入力項目であるが、「Month (月)」および「Day (日)」については入力は任意であるため、入力する必要はない。
- ☞ 「Year (年)」は4ケタ、「Month (月)」および「Day (日)」は2ケタで入力する。
例) (Year) (Month) (Day)
- ☞ 数字は半角で入力する。誤って全角で入力すると正確な検索ができず、「No documents matching criteria! (指定条件に一致する文書は見付かりませんでした)」と表示される。

欧州裁判所報告書 (European Court Reports)

この検索方法では、司法裁判所 (Court of Justice) と第一審裁判所 (Court of First Instance) の2つの欧州裁判所が発表した報告書について、官報掲載日 (Publication date) とページ番号、報告書が掲載されている報告書の種類の組み合わせ (Official Journal reference) により検索を行えるようになる。報告書の種類については、第一審裁判所 (Court of First Instance) が創立される以前は、すべての判例が「欧州裁判所報告書 (European Court Reports)」として発表されていたが、1990年以降は以下の3つに分かれており、これらの中からいずれかを選択する。

- 司法裁判所の判決と見解および判例法務官 (Advocates-General) の見解 (1990年以降は「Volume I」に分類されている)
- 第一審裁判所の判決 (1990年以降、「Volume II」に分類されている)
- E U機関の職員に関する判決

図 28 : 単純検索 (欧州裁判所報告書の参考文献検索)

EUR-Lex > Simple search > European Court Reports

Search by European Court Reports reference

Enter reference

Year (mandatory)

Page number (optional)

Volume

Court of Justice (Sole volume until 1990; Volume I from 1990)

Court of First Instance (Volume II from 1990)

Staff Cases (from 1995 onwards)

Search

General information

Before the creation of the Court of First Instance, all case-law was published in a single volume of the European Court Reports.

The Court Reports now consist of three volumes: the judgments and opinions of the Court of Justice, together with the opinions of the Advocate-General, are published in Volume I; the judgments of the Court of First Instance are published in Volume II, and there is a separate publication for the case-law in staff cases.

Managed by the Publications Office

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/RECH_recueil.do

3 . 現行 E U 法 (Legislation in Force)

EUR-Lex > Legislation in force

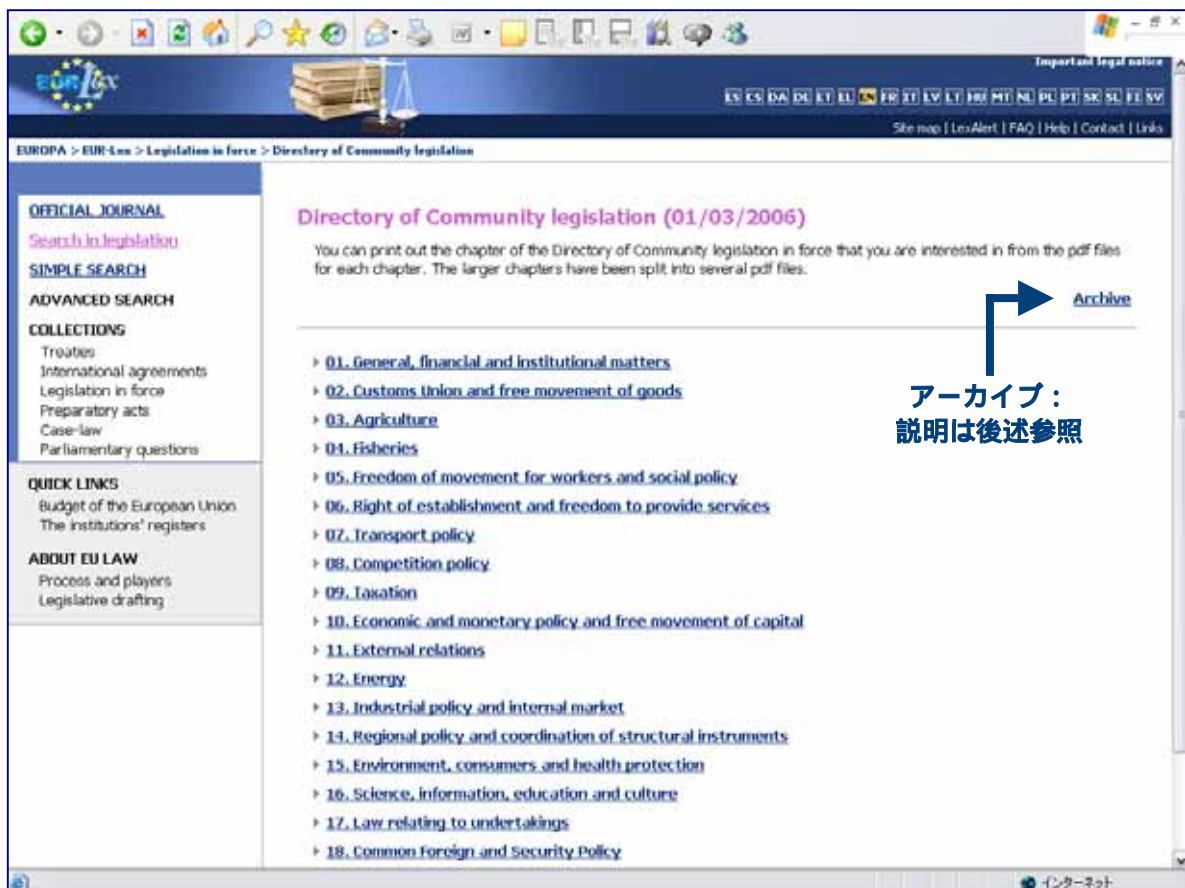
<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/legis/index.htm>

(1) E U 法ダイレクトリー (Directory of Community Legislation)

すでに発効している E U 指令、規則、決定、協定・条約については、「Legislation in Force」のページの中の「E U 法ダイレクトリー (Directory of Community legislation)」からもアクセスすることができる。また、ここでは統合法文も見ることができる (後述参照)。

図 29 : 現行 E U 法ダイレクトリーのページ

EUR-Lex > Legislation in force > Directory of Community legislation



<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/repert/index.htm>

ダイレクトリーは単純検索の「分類項目検索」での分類項目と同じように政策分野ごとに 20 の章 (Chapter) に分けられており、さらに各章についてサブセクションが設けられている。章またはサブセクションを選択してクリックすると、それぞれの分野で現在効力を持つ法律の最新リストが表示される。過去に発表したリストについては、「アーカイブ」へのリンクが設定されている (アーカイブについての説明は後述 P. 61 参照)。

章	分野
01.	一般、財政、EU機関
02.	関税同盟およびモノの自由な移動
03.	農業
04.	漁業
05.	労働者の移動の自由および社会政策
06.	事業を確立する権利およびサービスを提供する自由
07.	運輸政策
08.	競争政策
09.	税制
10.	経済・通貨政策および資本の自由な移動
11.	対外関係
12.	エネルギー
13.	産業政策および域内市場
14.	地域政策および構造手段
15.	環境、消費者および健康の保護
16.	科学、情報、教育、文化
17.	事業に関する法律
18.	共通外交・安全保障政策
19.	自由・安全・司法
20.	市民のための欧州

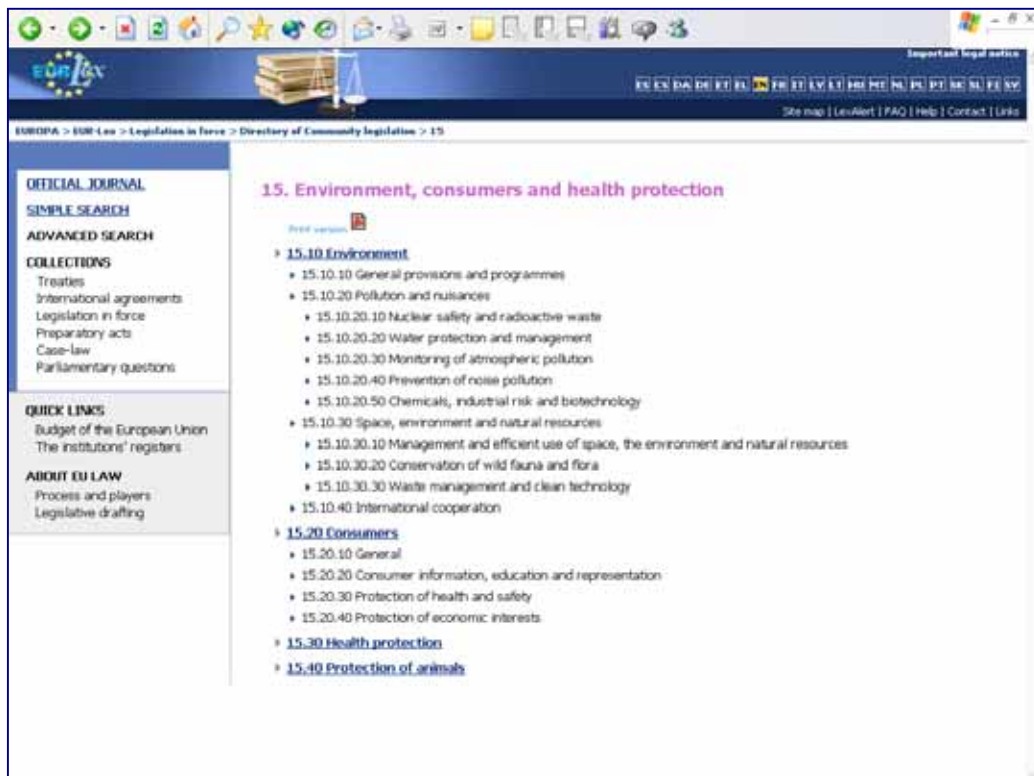
次頁の図 30 の例は、「15 章 環境、消費者、健康の保護」を選んでみたもので、15 章はさらに 2 段階のサブセクションに分かれていることが分かる。ここから直接、法律のリストを見ることができるのは、リンクがあることを示す下線が引かれているサブセクション (ここでは章番号が 4 ケタの分類) だけである。それよりも下位にあるサブセクションは下線があるサブセクションをクリックして次の段階に進むと見ることができる。

また、図 31 はサブセクション「15.10 Environment」を選んだ例で、章番号が 6 ケタと 8 ケタのさらに詳細な分類に対して法律のリストがあることを示す下線が引かれていることが分かる。リストは同じページの中でサブセクションのリストに続いて表示されており、リストを

見たいサブセクションをクリックするとこのページ内で移動することができる。このページは分野によっては数十ページに及ぶこともあるため、印刷する前に確認した方がよい。リストに戻るにはブラウザの「戻る」ボタンをクリックする。

図 30：現行EU法ダイレクトリー（環境・消費者・衛生保護分野の例）

EUR-Lex > Legislation in force > Directory of Community legislation > 15



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/repert/index_15.htm

? ヒント


☞ **Print version**  をクリックすると章ごとの法律のリスト (PDF) をダウンロードすることができる。サイズの特に大きな PDF は複数のファイルに分割されている場合もある。PDF の内容はリストだけで法律の内容そのものは記載されていないため、内容を見る場合にはダイレクトリーに戻るか、単純検索を行う。

図 31： 現行 E U 法ダイレクトリー（環境・消費者・衛生保護分野のうち環境分野の例）

EUR-Lex > Legislation in force > Directory of Community legislation > 15. Environment, consumers and health protection > 15.10



<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/repert/1510.htm>

法律のリストの表示は図 32 のようなもので、法律番号、法律タイトル、E U 官報番号・掲載日・頁番号、閲覧可能なファイルの種類、これまでに行われた改正・訂正や現在提案されている改正など関連するすべての法律のリスト、これまでに発行された統合法文のリストが記載されている。

「Consolidated text」は P. 45 で述べたとおり、複数の改正が行われた法律を見やすいように 1 つにまとめた統合法文である。ただし正式な法律ではないため、使い方には注意を要する。下の図 33 の例では、1990 年 5 月 7 日付けの理事会指令（EEC）No 1210/90 は 1999 年 5 月と 2003 年 9 月の 2 度改正が行われ、それぞれに対し統合法文が発行されていることが分かる。ここで例にとった法律は、本来ならば 3 つの法律すべてを読まなければ全容は分からないものだが、統合法文を見れば改正（および訂正）がすべて含まれた条文を通して読むことができる。

図 32： 現行 E U 法ダイレクトリー（特定の法律の例 1）

<p>32000R2037 Regulation (EC) No 2037/2000 of the European Parliament and of the Council of 29 June 2000 on substances that deplete the ozone layer (OJ L 244 29.09.2000 p. 1)</p> <p>html pdf</p> <p>Amended by 32000R2038 (OJ L 244 29.09.2000 p. 25) Amended by 32000R2039 (OJ L 244 29.09.2000 p. 26) Consolidated text 02000R2037-20000930 Amended by 12003T Consolidated text 02000R2037-20040501 Amended by 32003D0160 (OJ L 065 08.03.2003 p. 29) Consolidated text 02000R2037-20030308 Amended by 32003R1804 (OJ L 265 16.10.2003 p. 1) Consolidated text 02000R2037-20031105 Amended by 32004D0232 (OJ L 071 10.03.2004 p. 28) Consolidated text 02000R2037-20040310 Amended by 32004R2077 (OJ L 359 04.12.2004 p. 28) Amendment proposed by 52004PC0550</p>	<p>法律番号 法律のタイトル (E U 官報番号・掲載日・頁番号)</p> <p>閲覧可能なファイルの種類</p> <p>関連するすべての法律 (改正、訂正、改正案など)</p> <p>および</p> <p>統合法文</p>
--	--

図 33： 現行 E U 法ダイレクトリー（特定の法律の例 2）

<p>31990R1210 Council Regulation (EEC) No 1210/90 of 7 May 1990 on the establishment of the European Environment Agency and the European Environment Information and Observation Network (OJ L 120 11.05.1990 p. 1)</p> <p>html</p> <p>Amended by 31999R0933 (OJ L 117 05.05.1999 p. 1) Consolidated text 01990R1210-19990505 Amended by 32003R1641 (OJ L 245 29.09.2003 p. 1) Consolidated text 01990R1210-20031001</p>	<p>法律番号 法律のタイトル (E U 官報番号・掲載日・頁番号)</p> <p>閲覧可能なファイルの種類</p> <p>関連するすべての法律 (改正、訂正、改正案など)</p> <p>および</p> <p>統合法文</p>
---	--

1999 年の改正で同時に作成された統合法文では「Consolidated text 01990R1210-19990505」と表示されているが、「01990R1210」はオリジナルの規則 31990R1210 の統合法文であることを示し、その後ろの日付「19990505」は 1999 年 5 月 5 日に作成された統合法文であることを示している。同様に 2003 年の改正後に作成された統合法文は 2003 年 10 月 1 日に作成されたものであることが分かる。なお、前出の図 32 の例のように、統合法文が作成された後にも改正が行われている場合があることに注意しなければならない。

統合法文中では、「B」の記号は基本となる最初の法律から変更されていない条項であることを意味し、「M1」は第 1 回改正、「M2」は第 2 回改正、第 3 回改正は「M3」というように表

示される。

図 34 : 統合法文の例

【 表紙 】

1990R1210 — EN — 01.10.2003 — 002.001 — 1			
This document is meant purely as a documentation tool and the institutions do not assume any liability for its contents			
►B	COUNCIL REGULATION (EEC) No 1210/90 of 7 May 1990 on the establishment of the European Environment Agency and the European environment information and observation network (OJ L 120, 11.5.1990, p. 1)		
<u>Amended by:</u>			
		Official Journal	
		No	page date
►M1	Council Regulation (EC) No 933/1999 of 29 April 1999	L 117	1 5.5.1999
►M2	Regulation (EC) No 1641/2003 of the European Parliament and of the Council of 22 July 2003	L 245	1 29.9.2003

【 7 ページ目の内容 (部分) 】

1990R1210 — EN — 01.10.2003 — 002.001 — 7	
▼M1	3. Decisions of the management board shall require for their adoption a two-thirds majority of the members of the board. 4. The management board shall adopt a multiannual work-programme based on the priority areas referred to in Article 3(2), using as its basis a draft submitted by the Executive Director referred to in Article 9, after consulting the scientific committee, referred to in Article 10, and receiving the Commission's opinion. The multiannual work-programme shall, without prejudice to the annual Community budgetary procedure, include a multiannual budget estimate.
▼B	5. Under the multiannual programme, the management board shall each year adopt the Agency's work programme on the basis of a draft submitted by the Executive Director after consulting the scientific committee and receiving the Commission's opinion. The programme may be adjusted in the course of the year by the same procedure.
▼M2	6. The Management Board shall adopt the annual report on the Agency's activities and forward it by 15 June at the latest to the European Parliament, the Council, the Commission, the Court of Auditors and the Member States. 7. The Agency shall forward annually to the budgetary authority all information relevant to the outcome of the evaluation procedures.

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/consleg/1990/R/01990R1210-20031001-en.pdf>

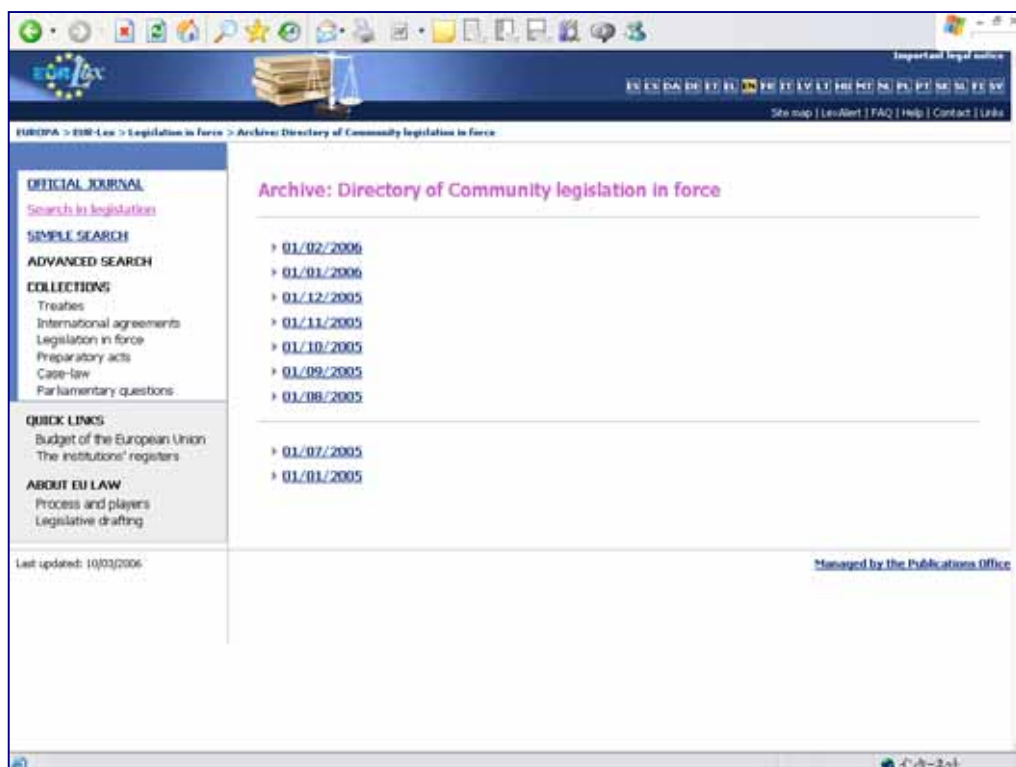
上記例の【表紙】を見ると、表題の左横に「▶B」と表示されており、これがこの統合法文で基本となる法律であることが分かる。また、その下には「▶M1」「▶M2」と2つの改正が表示されている。同じく【7ページ目の内容】の例を見ると、条項の横に上から順に「▼M1」「▼B」「▼M2」と記されている。これは第3～4項がM1（1999年）により、また第6～7項はM2（2003年）により改正されたことを表している。第5項は1度も改正されていない。

（2）EU法ダイレクトリーのアーカイブ（Archive）

EU法のアーカイブのページ（Archive: Directory of Community legislation in force）では、2005年1月から、過去に発表された現行法のリストをPDF形式のファイルで提供している。図36の例で見られるように、EU法ダイレクトリーの章ごとにPDFをダウンロードすることができる。

図 35： 現行EU法ダイレクトリー（アーカイブ）のページ

EUR-Lex > Legislation in force > Archive: Directory of Community legislation in force



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/legis/legis_archives.htm

図 36 : 現行EU法ダイレクトリー (アーカイブのページの例)

EUR-Lex > Legislation in force > Archive: Directory of Community legislation in force



http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/legis/repert_20060201.htm

4 . 制定過程にある E U 法 (Preparatory Acts)

EUR-Lex > Preparatory acts

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/prep/index.htm>

(1) COM 文書 (COM documents)

EUR-Lex のデータベースのコレクション (前述図 3) に示した EUR-Lex ホームページの左側のフレーム (2)) の中に「Preparatory Act」がある。EU 法制定や予算策定過程の段階で多くの文書が作成されるが、そのうち 2006 年 3 月時点で検索機能が使えるのは欧州委員会が作成する COM 文書だけとなっている。

COM 文書の表示の体裁は以下のようなもので、「最新の文書 (Latest documents made available)」では日付順、「英語での最新の文書 (Latest documents made available in English)」は文書番号順となっている。後者では、文書のフォーマットをワードないし PDF から選ぶことができる。

図 37 : 制定過程にある E U 法 (COM 文書) のページ

EUR-Lex > COM documents

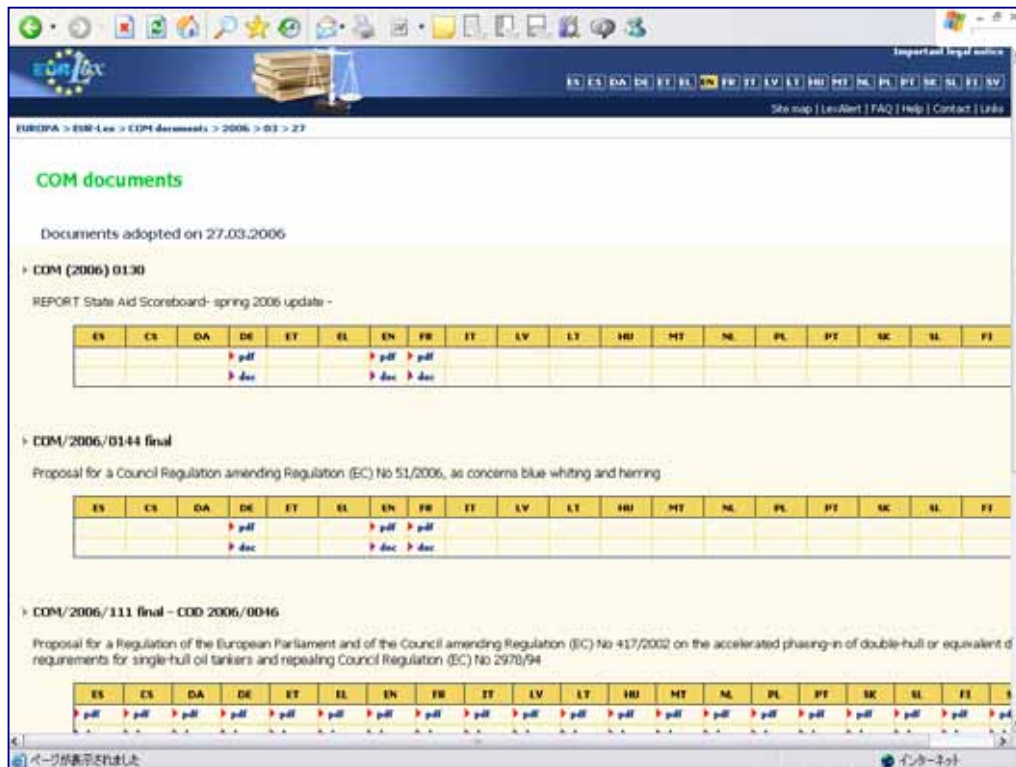
The screenshot shows the EUR-Lex website interface. At the top, there is a navigation bar with language options (ES, ES, DA, DE, ET, EL, EN, FR, FI, LV, LT, HU, HI, NL, PL, PT, SE, SL, FI, SV) and links for 'Site map', 'Lev-Alert', 'FAQ', 'Help', 'Contact', and 'Links'. The main content area is titled 'COM documents' and features a section for 'Latest documents made available' with a table of dates and document numbers. Below this is a search section for 'Direct access to documents' with a 'Year' dropdown (set to 2006) and a 'Number (mandatory)' input field, followed by a 'Search' button. Another section, 'Latest documents made available in English', displays a grid of document numbers with links to 'doc' and 'pdf' formats. At the bottom, there is a navigation bar for 'Access by year' with buttons for 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, and 1999.

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/COMIndex.do?ihmlang=en>

「最新の文書」の中から特定の日付を選ぶと、その日の日付の文書のリストが表示される。以下のページの例では3つの文書が見られるが、それぞれに対して、閲覧可能な言語とファイル形式が表示されており、その中から必要に応じて適したものを選ぶことになる。

図 38： 制定過程にある E U 法（2006 年 3 月 27 日発行 COM 文書のページの例）

EUR-Lex > COM documents > 2006 > 03 > 27

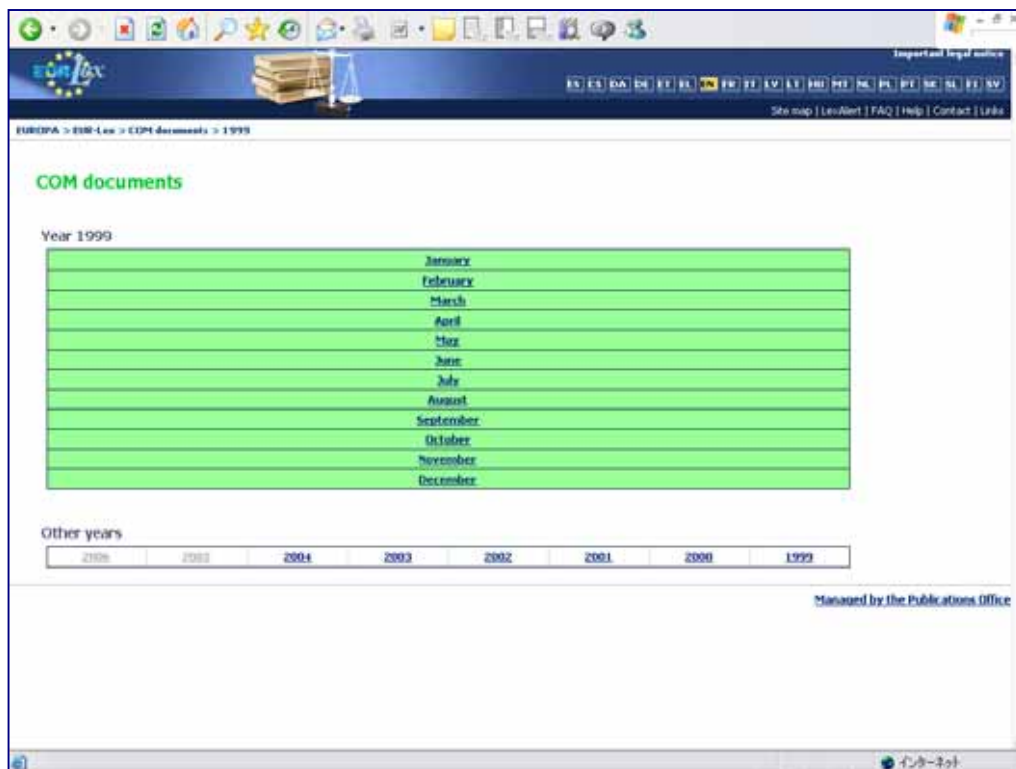


そのほかに、「Direct access to documents」と「Access by year」という2つの選択肢がある。

- 「Direct access to documents」 初めから文書番号が分かっている場合には、ここから発行年と文章番号を入力すれば良い。
- 「Access by year」 次の図 39 の例のように、年 月 日と追っていくことも可能である。

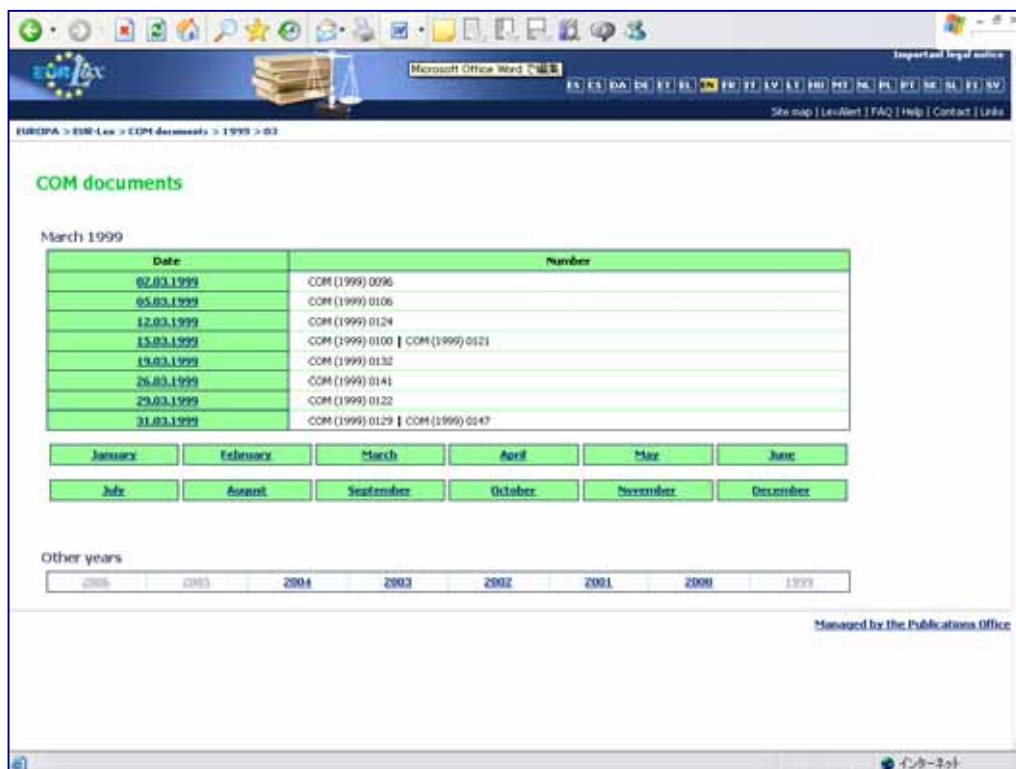
図 39： 制定過程にある E U 法（1999 年発行の COM 文書の例）のページ

EUR-Lex > COM documents > 1999



<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/COMYear.do?year=1999>

EUR-Lex > COM documents > 1999 > 03



<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/COMMonth.do?year=1999&month=03>